

## I「電気通信事業分野における市場検証(令和4年度)年次レポート(案)」関係

- 意見募集期間 : 令和5年7月8日(土)から令和5年8月7日(月)まで
- 意見提出数 : **412** 件 (法人・団体:**910** 件、個人:2件)
- 意見提出者 : ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
2	日本電信電話株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	一般社団法人テレコムサービス協会
5	楽天モバイル株式会社
6	株式会社NTTドコモ
7	西日本電信電話株式会社
8	ソフトバンク株式会社
<b>9</b>	<b>株式会社オプテージ</b>
<b>910</b>	<b>KDDI株式会社</b>
—	個人(2件)

※ 提出意見の要約部分(灰色の網掛け部分)及び頂いた御意見に対する考え方部分においては、各法人の名称について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は「NTT 東西」、株式会社NTTドコモは「NTTドコモ」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「NTTコム」、株式会社エヌ・ティ・ティ・データは「NTTデータ」、エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社は「NTTレゾナント」、KDDI株式会社は「KDDI」、沖縄セルラー電話株式会社は「沖縄セルラー」、ソフトバンク株式会社は「ソフトバンク」と表記しています(以下、II、IIIにおいても同じ)。

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 既存の規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、産業の成長・発展を抑制していないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直すことを要望。</p> <p>NTT ドコモがNTT 東西の特定関係事業者指定されており、NTT 東西とNTT ドコモやNTT コムとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証することが必要。今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考え。</p> <p>経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施することを要望。また、各種報告を求める際は、既に提出している報告事項や公表資料を活用するなど過度な負担や報告の重複が生じないよう配慮いただきたい。</p> <p>法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を要望。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル5GやLPWAを通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM等のプラットフォーマーが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、メタバースの進展等による端末とサービスが連動した高度化・多様化、様々なプレイヤーのローカル5Gへの参入、5Gの特性（高速大容量、超低遅延、多数同時接続）を最大限活かしたサービスの創出、さらには、GAFAM等による世界規模でのクラウド基盤の拡大等に伴い、今後さらに加速していくものと考えます。</p> <p>そのため、政府においては、国内の電気通信市場の事業者間競争ばかりに着目するのではなく、GAFAM等の海外事業者が提供するサービスの利用動向等も含めて情報通信市場とその関連市場を広く検証した上で、我が国の産業力・競争力強化に向けて、新たな技術やサービスの創出等に対する通信事業者等の取組みを後押ししていきたい</p>	<p>○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</p>	<p>無</p>

と考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール（NTTドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

## 2. 検証強化項目への対応について

NTTドコモがNTT東西の特定関係事業者指定されており、NTT東西とNTTドコモやNTTコミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。

今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考えです。

ただし、モニタリングする情報の範囲については、基本方針（案）にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施いただきたいと考えます。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際には、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないように配慮いただきたいと考えます。

## 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外のSIerやベンダ、GAFAM等のプラットフォーム等を含む様々なプレイヤーが、SIやクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせソリューションやSaaSとして提供しており、競争の軸はネットワークサービス以外のレイヤに移行しています。

この点、電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（案）において、競争事業者の範囲が、通信事業者、SIer、PaaS/IaaS事業者、データセンター事業者であること、レイヤを跨いだ競争が行われていることについて調査・検証いた

だいたことは、法人市場の実態をより詳細に把握する上で重要なものと考えます。

今後、法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM 等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を行っていただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

#### 1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNO や「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G や LPWA を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM 等のプラットフォーマーが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、メタバースの進展等による端末とサービスが連動した高度化・多様化、様々なプレイヤーのローカル 5G への参入、5G の特性(高速大容量、超低遅延、多数同時接続)を最大限活かしたサービスの創出、さらには、GAFAM 等による世界規模でのクラウド基盤の拡大等に伴い、今後さらに加速していくものと考えます。

そのため、政府においては、国内の電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、GAFAM 等の海外事業者が提供するサービスの利用動向等も含めて情報通信市場とその関連市場を広く検証した上で、我が国の産業力・競争力強化に向けて、新たな技術やサービスの創出等に対する通信事業者等の取組みを後押ししていきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール (LRIC 方式による固定電話の接続料算定等) や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール (NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制) が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

## 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者指定されており、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握に当たっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。

今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考えです。

ただし、モニタリングする情報の範囲については、基本方針（案）にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施いただきたいと思います。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際においては、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮いただくとともに、報告事項を規定する法令や各種要請等の改廃を検討していただきたいと思います。

## 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外の SIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーム等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせソリューションや SaaS として提供しており、競争の軸はネットワークサービス以外のレイヤに移行しています。

この点、電気通信事業分野における市場検証（令和 4 年度）年次レポート（案）において、競争事業者の範囲が、通信事業者、SIer、PaaS/IaaS 事業者、データセンター事業者であること、レイヤを跨いだ競争が行われていることについて調査・検証いただいたことは、法人市場の実態をより詳細に把握する上で重要なものと考えます。

今後、法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM 等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を行っていただきたいと思います。

<p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p><b>意見0-2 電気通信事業分野におけるローカル5G市場において、規模を有する事業者だけでなく、ケーブルテレビ事業者をはじめ多様な事業者が新規参入していける環境を作っていくことが公正競争確保のために重要であるとの考え。その観点から継続的な市場分析に賛同。</b></p>		
<p>電気通信事業分野におけるローカル5G市場において、規模を有する事業者だけでなく、ケーブルテレビ事業者をはじめ多様な事業者が新規参入していける環境を作っていくことが公正競争確保のために重要であると考えます。その観点から継続的な市場分析に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見0-3 今後も適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。他方で、MNOの中でNTTドコモのみに競争優位性が認められる状況ではなくっており、NTTドコモだけに事前規制を課すことは適当ではないと考え。このような市場環境の変化を適切にとらえた上で引き続き分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制が現在の市場環境に適していない場合には、早期に適切な形への見直しを要望。</b></p> <p>市場環境の変化を踏まえ新たな取り組みとして示されたモニタリングについても可能な限り協力していく考え。ただし、経営のみならず、安全保障等の観点からも提供が困難となる情報も存在することから、具体的なモニタリング項目や手法、またそれら項目を設定した理由等については、事前に事業者と意識合わせの上、実施を要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報通信市場の発展に向けては、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押しする政策を立案いただくなど、社会的課題の解決等を実現していくことが必要と考えます。</li> <li>• 当社は、NTTレゾナントの吸収合併を含むドコモグループ再編成等においても公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書（2021年10月12日）及び総務省の要請文書（2021年10月29日）を踏まえ、禁止行為規制や累次の公正競争要件を遵守のうえ進めており、検証に必要な情報については今後も可能な限り提供していく考えです。</li> <li>• 他方で、情報通信市場は多様な決済サービスの普及やOTTサービスの台頭等により多面的・多層的な市場構造に変容しており、業界・分野の垣根を超えた競争も一層激化しているところです。このような背景を踏まえれば、MNOの中で当社のように競争優位性が認められる状況ではなくっており、当社だけに事前規制を課すことは適当ではないと考えます。</li> <li>• そのため、電気通信市場検証会議においては、このような市場環境の変化を適切にとらえた上で引き続き分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制が現在の市場環境に適していない場合には、早期に適切な形へ見直しをしていただきたいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。</li> <li>○ 御指摘の点については、電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和5年度）（以下「年次計画」という。）3（2）⑤に記載のとおり、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について、把握・検証を実施してまいります。</li> <li>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めま</li> </ul>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>また、当社は市場環境の変化を踏まえ新たな取り組みとして示されたモニタリングについても可能な限り協力していく考えです。ただし、経営のみならず、安全保障等の観点からも提供が困難となる情報も存在することから、具体的なモニタリング項目や手法、またそれら項目を設定した理由等については、事前に事業者と意識合わせの上、実施いただきたいと思います。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>す。</p>	
<p><b>意見0-4 NTTドコモによるNTTレゾナントの吸収合併について一定の判断が示されたことは評価するものの、検証に必要な期間が確保されなかったことに加え、組織再編による市場への影響を的確に評価するために必要な検証が十分ではなかったとの考え。</b></p> <p>移動系通信、ISP及びFTTH事業といったコンシューマ事業の検証にあたっては、単に契約数の変動等を見るだけでなく、グループ全体の機能統合による効率性の向上、ネットワークインフラの統合による調達力・技術力の向上及び移動系通信における顧客基盤拡大に伴うNTTドコモのブランド力の向上等が考えられることから、こうしたグループの総合的な事業能力も考慮すべき。</p> <p>NTTコムの子会社化について、令和3年度の年次レポートに基づく市場検証の取組に基づき事後検証を行い、更に定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で評価すべき。</p>		
<p>はじめに</p> <p>令和4年8月公表の「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」（以下「令和3年度年次レポート」という。）では、NTTグループが実施する組織再編による公正競争上の問題に対応するため、「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」により、NTT組織再編に係る市場検証の具体的なスキームが定められました。</p> <p>令和5年5月に、NTTドコモにより、NTTドコモの100%子会社であるNTTレゾナントの吸収合併（以下「本合併」という。）が公表されたことから、初めて当該スキームに基づく事前検証が行われました。</p> <p>本合併に係る検証においては、移動系通信市場、ISP市場及びFTTH市場の各市場への影響、各事業者及び構成員からの意見を勘案したうえで、「現時点において、公正競争上、具体的な問題があるとまでは言えない」との判断が下されました。</p> <p>一定の判断が示されたことは評価するものの、本検証においては、検証に必要な期間が確保されなかったことに加え、組織再編による市場への影響を的確に評価するために必要な検証が十分ではなかったと考えております。</p> <p>本合併によってもたらされる、移動系通信市場、ISP市場及びFTTH市場の各市場への影響を検証するにあたっては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に定められた定量的観測の指標である契約数シェア等を基にした契約数の変動状況等の分析のみでは十分でなく、定量的指標では把握しきれない競争状況の詳細について、定性的な要因を分析することが必要と考えます。独占禁止法における「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に定められた定性的な指標を参考にしつつ、定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で、公正競争への影響を評価すべきと</p>	<p>○ 今般のNTTドコモにおける組織再編に係る検証結果については、電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（以下「令和4年度年次レポート」という。）第2編第6章のとおりであり、それを踏まえ、競争状況等に関する指標の定量的観測のほか、年次計画3（2）②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行っていきます。</p>	<p>無</p>

考えます。

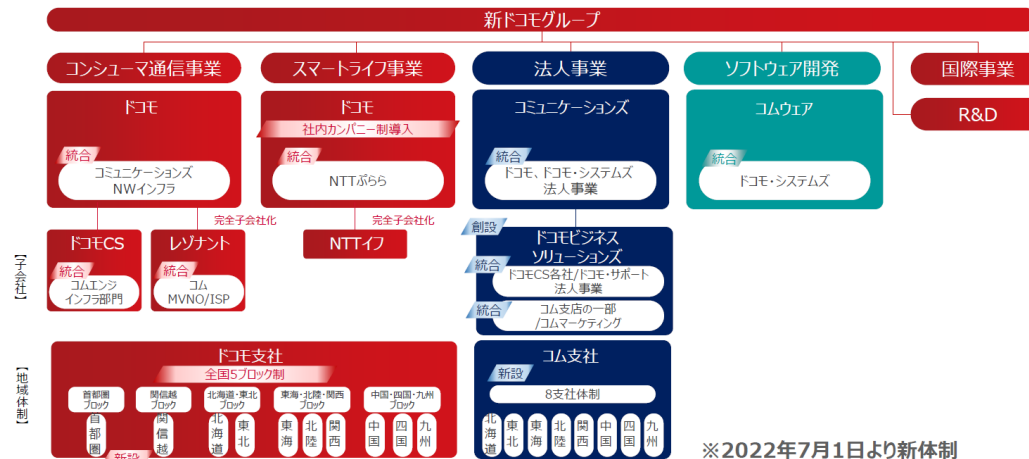
例えば、NTT ドコモは、本合併により、最終的にNTT コミュニケーションズが保有していた移動系通信、ISP 及び FTTH 事業といったコンシューマ事業を承継することとなりましたが、本合併を含む NTT ドコモにおいて実施されている一連の組織再編については、NTT ドコモグループを同一事業体（NTT ドコモ）とみなし、NTT ドコモグループ内の機能統合等を図るものであることから、2022 年 7 月に実施されたグループ会社間の事業統合・ネットワークインフラ統合などの組織再編効果も考慮すべきと考えます。

したがって、前述の移動系通信、ISP 及び FTTH 事業といったコンシューマ事業の検証にあたっては、単に契約数の変動等を見るだけでなく、グループ全体の機能統合による効率性の向上、ネットワークインフラの統合による調達力・技術力の向上及び移動系通信における顧客基盤拡大に伴う NTT ドコモのブランド力の向上等が考えられることから、こうしたグループの総合的な事業能力も考慮すべきと考えます。

## 新ドコモグループ中期戦略（4/4）



### 機能統合と事業責任の明確化を図り、中期戦略の実行を加速



Copyright 2022 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

<https://group.ntt.jp/ir/library/material/2022/pdf/irpresentation2205.pdf>

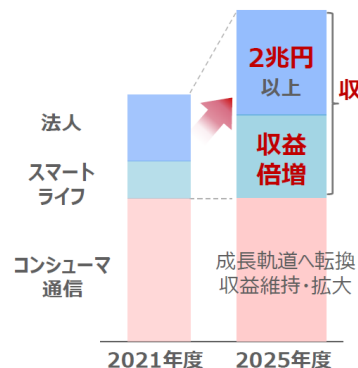


# ドコモ 成長と事業ポートフォリオの変革



総合ICT企業に向け事業ポートフォリオを変革し、  
持続的成長を実現

【営業収益】



収益の過半  
を創出

## 法人事業

- ・ モバイル・クラウド・ソリューション等の成長領域を拡大
- ・ 大企業から中小企業まで、ドコモ・コミュニケーションズの強みを活かしワンストップでお客さまへ価値提供

## スマートライフ事業

- ・ 金融・決済、マーケティングソリューションの更なる成長
- ・ でんき、医療、XR等の新規領域を拡大

## コンシューマ通信事業

- ・ 5Gによる新サービス、顧客基盤の拡大で成長軌道へ転換
- ・ 販売チャネル・ネットワークの構造改革により利益を維持・拡大

Copyright 2022 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

<https://group.ntt.jp/ir/library/material/2022/pdf/irpresentation2205.pdf>

前述のとおり、2022年7月のNTTドコモグループの組織再編においては、法人事業がNTTコミュニケーションズに統合され、NTTコミュニケーションズが法人向けにNTTドコモのサービスも含め「ドコモビジネス」のブランドでサービスを提供しています。コンシューマ事業やネットワークインフラをNTTドコモに統合する等、NTTドコモグループ内で機能統合・ブランドの統一化が行われています。こうしたグループ内の一体化は、単に経営の効率性が向上するといった側面だけでなく、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係等を通じたNTTドコモグループの総合的な事業能力が増大し、電気通信市場の競争状況に影響を及ぼすことも考えられます。

NTTコミュニケーションズの完全子会社化にあたっては、法人市場への影響が想定されるにもかかわらず、公正競争への影響判断が行われていないことから、令和3年度年次レポートに基づく市場検証の取組に基づき事後検証を行い、更に前述のとおり定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で評価すべきと考えます。

その際、市場シェアの算定等にあたっては、組織再編効果を正確に反映させることも必要です。例えば、NTTコミュニケーションズは、自社の事業を「ドコモビジネス」ブランドで行い、NTTドコモから業務委託（代理）を受けNTTドコモの代理人として、NTTドコモのモバイルサービスの販売や「ビジネスdアカウント」「ドコモビジネスメンバーズ」の提供等も行っており、全体として親会社であるNTTドコモの統一的指揮下におかれています。2021年度に決算セグメントの見直しが行われ、新た

<p>に NTT ドコモグループが総合 ICT 事業セグメントに位置付けられましたが、決算資料でも NTT ドコモグループを同一事業体 (=NTT ドコモ) と捉えています。したがって、当該組織再編に係る事後検証にあたっては、NTT コミュニケーションズと NTT ドコモを同一事業体 (=NTT ドコモ) として市場シェアを算定することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

## 1. 電気通信市場の分析

### 1-1 重点的検証結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見 1-1-1 各国で様々な5G対応端末が製品化されているが、日本市場に導入されるにあたり特定の周波数のみを敢えて使えなくするといったことが起こらないよう、調査・検証することを要望。</b>  <b>ローカル5G事業の競争環境の改善状況について引き続き情報収集を行うことに賛同。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカル 5G の利用拡大の観点では、利用者にとって対応端末が増えて多様な選択肢があることが必要であり、市場を創出するために通信事業者、メーカーが一体となり、多様な周波数に対応した端末を増やしていくことが重要であると考えます。</li> <li>各国で様々な 5G 対応端末が製品化されておりますが、日本市場に導入されるにあたり特定の周波数のみを敢えて使えなくするといったことが起こらないよう、調査・検証いただくことを要望いたします。</li> <li>制度面について、「電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案」に記載をいただいております「共同利用」等により、ローカル 5G 事業化の課題が改善されると期待されます。</li> </ul> <p>これを受け、ローカル 5G 事業の競争環境の改善状況について引き続き情報収集を行うことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 1-1-2 ローカル5G事業における公正な競争を確保するための課題について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカル 5G 事業における公正な競争を確保するための課題について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同いたします。</li> <li>特に、原案にも記載されている下記 2 点については、継続的な把握・検証が必要なものと考えております。</li> <li>Sub6 のローカル 5G の周波数 (4.6-4.9GHz) と NTT ドコモに割り当てられている 4.5GHz 帯 (4.5-4.6GHz) は隣接しており、技術的には、NTT ドコモの 5G 設備をローカル 5G の帯域にも対応させることが可能。このため、NTT 東西が競争事業者よりも優位にローカル 5G のネットワークを構築できるようなること</li> </ul>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>やNTT 東日本・NTT 西日本とNTT ドコモが一体的に5Gを提供することを懸念。「ローカル5G導入に関するガイドライン」(令和4年3月最終改定)4の(3)公正競争の確保との関係で、継続的な検証をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の採択案件をみても、20案件中NTTグループの案件が半数近くとなっている。ローカル5Gのような新たな技術を利用して地域の人材力、技術力を底上げしつつデジタル田園都市国家構想の目指す地域の活性化に繋げていくという観点から、強大なNTTグループの通信市場における影響力、市場支配力が、地域独自のローカル5Gの取組みを阻害する可能性を懸念している。継続的な競争状況の検証をお願いしたい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p><b>意見1-1-3 MNO3社のサブブランド分を含めての複雑で分かりにくい料金プランや他社ブランドの検討を排除しかねないこうした環境が、利用者の困り込みにつながり、公正な競争環境の阻害要因となっていないか検証がなされることを要望。</b></p>		
<p>「メイン端末(現在メインで利用している携帯電話サービス)については、NTTドコモからahamoに、auからpovo・UQモバイルに、ソフトバンクからワイモバイル・LINEMOといった、同一事業者が提供する低価格プランへ変更した利用者が4割から6割と多くなっている」(P13)ことに鑑みると、同一事業者または同一グループの中に通信料金が異なるメインブランドとサブブランドが併存することが、メインブランドからの移行を検討している利用者を実質的な引き止め策として廉価プランを掲げるサブブランドを提案されやすい環境を生じさせ、同一事業者または同一グループ内の移行に留まるといった利用者の困り込みにつながっている可能性があると考えます。</p> <p>については、MNO3社のサブブランド分を含めての複雑で分かりにくい料金プランや他社ブランドの検討を排除しかねないこうした環境が、利用者の困り込みにつながり、公正な競争環境の阻害要因となっていないか検証がなされることを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見1-1-4 NTT東西のローカル5G事業の提供については制約条件が存在することを明確にすべく、その旨の追記を要望。</b></p>		
<p>「ローカル5G導入に関するガイドライン」24pにおける以下の記載を踏まえ、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿のローカル5G事業の提供については制約条件が存在することを明確にすべく、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【ローカル5G導入に関するガイドライン(24p)の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)は、ローカル5Gサービスについて、特定の電気通信事業者に対して不当に優先的・不利な取扱いを行うこと(例えば、NTT 東西によるグループ内の排他的連携によるサービス提供)などは、電気通信事業法における禁止行為規制の対象となり得る。</li> <li>NTT 東西は、実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等</li> </ul>	<p>○ 「ローカル5G導入に関するガイドライン」においては、「NTT東西は、実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等との連携(例えば、全国MNO等から卸電気通信役務の提供を受けること、全国MNO等とローミングを行うこと)、異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供(例えば、異なるローカル5Gサービスのエリア間の基地間のハンドオーバーを行うこと)などは、原則として認</p>	<p>有</p>

<p>との連携（例えば、全国 MNO 等から卸電気通信役務の提供を受けること、全国 MNO 等とローミングを行うこと）、異なるローカル 5G サービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供（例えば、異なるローカル 5G サービスのエリア間の基地間のハンドオーバーを行うこと）などは、原則として認められない。</p> <p><b>【修正案】</b>  また、NTT 東西による全国 MNO 等とのローミング接続<sup>※</sup>については、今後の NTT 東西による具体的な要望があった場合には、今般の構成員や競争事業者等からの意見等も勘案し、必要に応じて、公正競争上の影響について検討を行っていく。</p> <p><u>※「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」において、公正競争の確保の関係で原則として認められない事項として明記されている。</u></p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>められない。なお、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なもの（例えば、NSA構成における全国MNO等との連携）である場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能」とされており、今後、NTT東西による具体的な要望があった場合には、「ローカル5G導入に関するガイドライン」を踏まえた対応が必要であることから、御意見の趣旨を踏まえ、令和4年度年次レポート中、第1編第1章第2節3及び第3編1（1）②について、以下の修正を行います。</p> <p>「また、NTT 東西による全国 MNO 等とのローミング接続については、今後の NTT 東西による具体的な要望があった場合には、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」を踏まえ、今般の構成員や競争事業者等からの意見等も勘案し、必要に応じて、公正競争上の影響について検討を行っていく。」</p>	
<p>意見 1-1-5 「NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況」や「ローカル5G市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同。</p>		

<p>ローカル 5G の導入趣旨は、地域の企業や自治体等の様々な主体による参入を促すことであると理解しています。</p> <p>現時点では実証実験の段階と認識しておりますが、今後商用化に向けて、地域や法人分野において様々な顧客接点を持つ NTT グループがローカル 5G 市場の公正な競争を阻害するおそれもあるため、「NTT 東西と NTT ドコモ・NTT コムとの連携状況」や「ローカル 5G 市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同いたします。</p> <p>また、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、以下のような行為が行われていないか実態把握・検証が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域通信のドミナントである NTT 東西が地域主体の事業機会を奪っていないか</li> <li>✓ NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズの連携において禁止行為規制に抵触するような行為（例えば、NTT 東西によるバックホール回線や局舎利用における料金や納期等の NTT グループ各社に対する優遇）が行われていないか</li> <li>✓ 「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」に抵触するような行為（例えば、NTT 東西の子会社と全国 MNO である NTT ドコモとの連携による、NTT 東西の実質的な移動通信サービスの提供）が行われていないか</li> </ul> <p>今後は、通信モジュールを中心とした IoT 市場の一部をローカル 5G が代替していくことが想定されるため、将来的にローカル 5G を通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
--	--------------------------------	----------

## 1-2 移動系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見 1-2-1 スイッチング円滑化のための施策と、MNP 利用数の増減との関係性に焦点を当てた調査・分析が行われることを要望。</b></p>		
<p>「MNP 転入利用者に事業者を変更した理由を確認」(P62) するのみでは、「MNP の利用数が増加している要因」(同) まで把握することは困難と考えます。</p> <p>したがって、以下のようなスイッチング円滑化のための施策と、MNP 利用数の増減との関係性に焦点を当てた調査・分析が行われることを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MNP ワンストップサービス</li> <li>・ 利用者が MNP の明確な意思表示を行った後における過度な引き止め行為の禁止</li> <li>・ MNP 手数料の原則無償化</li> <li>・ MNP 予約番号発行のインターネットでの 24 時間受付原則義務化 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 1-2-2 FTTH サービスが携帯電話を中心としてサービス選択されているとまでは言えないため、記載について修文を要望。</b></p>		

<p>当該箇所は本レポート案の 294p にも同様の記載がありますが、参照されている 295p 「【図 A-15】携帯電話サービスとセットで提供を受けているサービス（メイン回線）」を見ると、FTTH サービスがセットで提供されている割合は 18.9%、電力・ガスとセットで提供されている割合は 8.0%と低く、「利用している携帯電話サービスに応じて、FTTH サービスや電力・ガスを選択している者が相当数いる」とまでは言えないと考えます。また、296p 「【図表 A-17】携帯電話サービスとセットで提供を受けているサービスの利用開始時期」では、携帯電話の利用開始後から FTTH サービスの提供を受けていると答えている割合（39.9%）が、携帯電話の利用開始前からと答えた割合（40.8%）とほぼ変わらないことや、「携帯電話サービスの利用開始と同時にサービスの利用を開始した」と答えた利用者が携帯電話と固定通信サービスのどちらを中心にサービス選択したかまでは判断できないことから、FTTH サービスが携帯電話を中心としてサービス選択されているとまでは言えないため、記載について以下の修正を求めます。</p> <p><b>【修正案】</b>  <u>利用している携帯電話サービスとともに、FTTH サービスや電力・ガスを選択している者が一定程度存在している。おり、携帯電話サービスを中心としたサービス選択がなされる傾向にあることがうかがえる。</u></p>	<p>○ 該当箇所については、メイン回線においては、「FTTH サービスとセットで提供を受けていると回答した者は 18.9%であった」こと、「au、ソフトバンク、UQ モバイル利用者においては、電力・ガスとセットで提供を受けていると回答した者が 1 割程度存在した」こと、「FTTH サービスに関しては、携帯電話サービスの利用開始前からサービスを利用していたの方が、携帯電話サービスの利用開始と同時かそれ以降にサービスの利用を開始した者よりも少なかった。また、電力・ガスに関しては、携帯電話サービスの利用開始と同時かそれ以降にサービスの利用を開始した者が 7 割程度と高い割合であった」ことから、「メイン回線については、利用している携帯電話サービスに応じて、FTTH サービスや電力・ガスを選択している者が相当程度存在して」としております。</p> <p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、令和 4 年度年次レポート中、第 1 編第 2 章第 1 節 2（5）利用者アンケート結果の概要について、以下の修正を行います。</p> <p>「利用している携帯電話サービスに応じて、FTTH サービスや電力・ガスを選択している者が相当程度存在しており、<u>携帯電話サービスがその他のサービス選択にもたらす影響を中心としたサービス選択がなされる傾向にあることがうかがえる</u>」</p> <p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、令和 4 年度年次レポート中、参考資料 4 ③について、以下の修正を行います。</p>	<p>有</p>
---	--	----------

<p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「利用している携帯電話サービスに応じて、FTTH サービスや電力・ガスを選択している者が相当程度存在しており、<u>携帯電話サービスがその他のサービス選択にもたらす影響を中心としたサービス選択がなされる傾向にある</u>ことがうかがえる」</p>	
<p><b>意見 1-2-3 セット割の有無に関係なく事業者を選択している利用者の方が多いことを正確に記載するよう修文を要望。</b></p>		
<p>当該箇所は本レポート案の 296p にも同様の記載がありますが、297p 「【図 A-18】携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスとのセット割が仮になくなった場合のサービス利用意向」では、セット割がなくなった場合でも「いずれについても事業者を変更しない」と答えたものが 46.6%となった一方で、「携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスのいずれについても事業者を変更する」と答えた割合は 25.7%となっています。このようにセット割の有無に関係なく事業者を選択している利用者の方が多いことを正確に記載するよう、61p の記載についても 296p の記載同様に数値を掲載していただくとともに、61p 該当箇所の記載について以下の修正を求めます。</p> <p><b>【修文案】</b>  携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスのいずれについても事業者を変更しないと回答した者の割合は 46.6%となっており、携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスのいずれについても事業者を変更するという回答は、25.7%<u>となった。</u>このことから、<u>セット割の存在は携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスの選択の場面において一定程度の影響はあるものの、半数近くはそうしたセット割の有無に関係なく、携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスを選択している。</u></p>	<p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、令和 4 年度年次レポート中、第 1 編第 2 章第 1 節 2 (5) 利用者アンケート結果の概要について、以下の修正を行います。</p> <p>「携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスのいずれについても事業者を変更しないと回答した者の割合は 46.6%となっており、携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスのいずれについても事業者を変更するという回答は、<u>25.7%となったが一定程度存在した。</u>このことから、<u>セット割の存在は携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスの選択の場面において一定程度の影響はあるものの、半数近くはそうしたセット割の有無に関係なく、携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスを選択しているを及ぼしている一方で、そうしたセット割の有無に関係なく、携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスを選択している者も存在する</u>ことがうかがえる。」</p> <p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、令和 4 年度年次レポート中、参考資料 4 ④につい</p>	<p>有</p>

<p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>て、以下の修正を行います。</p> <p>「携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスのいずれについても事業者を変更しないと回答した者の割合は46.6%となっており、携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスのいずれについても事業者を変更するという回答は、<u>が25.7%となったと一定程度存在した。</u>このことから、セット割の存在は携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスの選択の場面において<u>一定程度の影響はあるものの、半数近くはそうしたセット割の有無に関係なく、携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスを選択している</u>を及ぼしている一方で、そうしたセット割の有無に関係なく、携帯電話サービス及び固定系ブロードバンドサービスを選択している者も存在することがうかがえる。」</p>	
--	--	--

### 1-3 固定系データ通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-3-1 引込線転用の取り組みは、撤去工事費用の低減に繋がると期待できることから、全ての対象事業者が参加し、同時に転用を開始すべきとの考え。</p> <p>撤去工事費が発生しないNTT 東日本殿及びNTT 西日本殿（以下、「NTT 東西殿」という。）のFTTH アクセスサービスを利用している事業者と、1万円以上の撤去工事費が発生する自己設置事業者や接続事業者との間でスイッチングコストに差が生じていることは、公正競争上問題と考えます。現在、一部事業者にて協議を進めている引込線転用の取り組みは、この工事費用の低減に繋がると期待できることから、全ての対象事業者が参加し、同時に転用を開始すべきと考えます。</p>	<p>○ 御意見のとおり、引込線転用スキームについては、運用開始時点において全ての接続事業者及び光コラボ事業者が参画していることが最も望ましいと考えますが、一方、速やかに本スキームの運用を開始することが利用者利便の観点から重要であり、参加にあたっての課題の解決・軽減に時間を要する等の理由により、一部の事業者がやむ</p>	<p>無</p>



<p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>を得ず運用開始より後に参画することを想定しないような対応は適当ではないと考えます。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>意見 1-3-2 「MNOによる固定通信市場の支配」の傾向がより強まる状況にあることから、MNOの勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視するとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じることを要望。</b></p>		
<p>FTTHの提供形態別の契約数の推移では、2018年度に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況となっています。この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「MNOによる固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。</p> <p>また、NTT東西のサービス卸の卸先事業者数が800者を超える状況にも関わらず、事業者形態別契約数シェアではMNOの割合は7割を超える状況となっており、また、至近においても一部のMNOから新たに廉価プラン利用者向けの光コラボサービス（新プラン）が開始されるなど、「MNOによる固定通信市場の支配」の傾向がより強まる状況にあると認識しております。</p> <p>このような状況が継続すれば、設備設置事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備設置事業者が淘汰され、結果としてNTTが設備を独占するようになるのは明らかです。</p> <p>この点、MNOの勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

## 1-4 法人向けサービス

<p><b>意見 1-4-1 ソリューション市場の検証の目的及び方向性を明確にすべく、修文を要望。</b></p>		
<p>法人向けサービスの実態把握は、株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTTコム」という。）殿の一体化等のNTTグループ再編に伴う市場支配力の変化等の検証にあたり、「法人向けサービスの実態把握が十分にできておらず、公正競争確保のために必要な政策を検討する前提となる情報が得られていないという課題がある」（公正競争の在り方に関する検討会議 報告書 31p）ことを踏まえ、第一段階として令和3年度市場検証において市場画定を行い、第二段階として今年度「供給側・需要側の両面から法人向けサービスの競争状況の実態把握」（本レポート案 152p）が行われた理解です。</p> <p>加えて、本検証会議（第30回）にて提示された、株式会社NTTデータ殿の再編に関する競争事業者による懸念や構成員意見等を踏まえ、ソリューション分野も含めた法人向けサービスの実態把握範囲の拡大が行われた認識です。</p> <p>法人向けサービスについて特にソリューション市場に着目した検証が必要なのは以</p>	<p>○ 法人向けサービスの実態把握の方針については、電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和3年12月17日策定）（以下「旧基本方針」という。）3（3）及び電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和4年度）2（2）のとおりであり、特定の電気通信事業者に焦点を当て、当該電気通信事業者を対象に行うものではなく、市場全体の実態を把握するものです。</p>	<p>有</p>

<p>上の経緯によるものであり、同市場の検証の目的及び方向性を明確にすべく、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b>  <u>法人向けサービスに関しては、公正競争の在り方に関する検討会議にて、公正競争確保のために必要な政策を検討する前提となる情報が得られていないという課題が提起された経緯から、従来検証の強化を進めるほか、その後の NTT グループの組織再編などの対応に合わせ把握範囲の拡大を行う等、市場の実態把握を進めている。</u>市場検証基本方針 3（3）の法人向けサービスの実態把握として、令和 4 年度においては、令和 3 年度検証において検討を行った法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を踏まえ、SIer やベンダー等を含めた関係事業者や、需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、法人向けサービスをめぐる各市場の実態を把握した。  （略）  今後、「ソリューション市場」は、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合の用途ごとの横断的な市場を画定し、検証を行っていきつつ、<u>同市場におけるレイヤーをまたいだ競争の実態を分析する。</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、令和 4 年度年次レポート中、第 1 編第 5 章第 2 節 2 用途ごとの横断的な市場について、以下の修正を行います。</p> <p>「今後、「ソリューション市場」は、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合の用途ごとの横断的な市場を画定し、検証を行っていく。<u>その際、レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性についても留意する。</u>」</p>	
<p><b>意見 1-4-2 8 種類の市場において MNO・MVNO だから選択されているとは考えにくいことから、修正の要請。</b></p>		
<p>本レポート案では、164p「8 種類のいずれの市場においても、国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）の方が調達先候補の中でより優先される傾向にある」と記載されており、8 種類の市場において MNO・MVNO が需要者から選択されやすいかのように示されています。しかしながら、文中に示された「【図表 V-15】需要者から選択された調達先候補上位 10 者」において、国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）は黄色で示されていますが、その中に移動通信事業者ではない事業者が含まれていること、また本レポート案にて示された「8 種類の市場」には「市場②-1 インターネット回線」など固定通信サービスの市場も含まれており、MNO・MVNO だから選択されているとは考えにくいことから、本文中の「国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）」において「（MNO・MVNO）」の記載を削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、令和 4 年度年次レポート中、第 1 編第 5 章において、「国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）」を「<u>国内主要電気通信事業者</u>」と修正します。</p>	<p>有</p>
<p><b>意見 1-4-3 今回の質問形式をもって、「調達先事業者の総合的な事業能力」、「知名度・ブランド力」、「海外事業との連携状況」、「海外事業での顧客サポート力」等を重視する比率は低いと記載することは適切ではないため、修正を要請。また、次年度以降の実施については、設問形式・選択肢・アンケート対象事業者等の見直しが必要との考え。</b></p>		
<p>調達先決定の際に重視する点を問う本アンケートの選択肢は、「事業者の信頼性」と「知名度・ブランド力」等重複性のある選択肢があったり、海外事業における強みについては「海外事業との連携状況」「海外事業での顧客サポート力」等選択肢が細かく分けられたりしており、自ずと「通信サービスの品質」「サービスの価格」といった基本的な選択肢に回答が集中する仕組みになっている可能性があります。</p>	<p>○ 該当箇所については、法人向けサービスの実態調査に関するアンケートの分析結果を示したものであるため、原案のとおりとします。</p> <p>○ なお、選択肢の設定に当たっては、市</p>	<p>無</p>

<p>したがって、今回の質問形式をもって、「調達先事業者の総合的な事業能力」、「知名度・ブランド力」、「海外事業との連携状況」、「海外事業での顧客サポート力」等を重視する比率は低いと記載することは適切ではなく、以下修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>また、次年度以降の実施については、設問形式・選択肢・アンケート対象事業者等の見直しが必要と考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>調達先決定の際に重視する点は、いずれの用途等においても、「通信サービスの品質」や「サービスの価格」が上位に入っている。<del>一方、「調達先事業者の総合的な事業能力」、「知名度・ブランド力」、「海外事業との連携状況」、「海外事業での顧客サポート力」などは上位5位に含まれておらず、重視する比率は低い。</del></p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>場検証会議における事業者ヒアリングにおいて指摘があった項目を参考とさせていただきます。</p>	
<p><b>意見1-4-4 引き続き「法人等利用者へのアンケート」を行うことに賛同。</b></p> <p>法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内SIer事業者等も含まれ、レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性があることから、NTTドコモやNTTコムといった個社単位ではなく、NTTグループといった企業グループ単位での競争状況の把握が必要との考え。</p>		
<p>法人向けサービス市場は、「ソリューション市場」での競争力が「ネットワーク市場」の回線契約に影響する市場であると認識しています。</p> <p>そのため、法人向けサービスの実態把握にあたっては、「ネットワーク市場」の回線契約数についての定量的な検証を行うことに加えて、「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（案）」（以下「年次レポート（案）」という。）にあるとおり、国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）と国内SIerでのレイヤーをまたいだ競争が行われていること等、「ソリューション市場」と「ネットワーク市場」間の相互関係等を分析・検証することが重要であると考えます。</p> <p>また、法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者※1であるNTT東西、NTTドコモグループのNTTコミュニケーションズ、NTTデータグループのNTTデータ等で構成されるNTTグループの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴うNTTグループの連携状況の変化等について検証することが必要です。</p> <p>検証については、引き続き、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和5年度）（案）」（以下「年次計画（案）」という。）で予定されている「法人等利用者へのアンケート※2」を行うことに賛同いたします。</p> <p>また、法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内SIer事業者等も含まれ、レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性があることから、NTTドコモやNTTコミュニケーションズといった個社単位ではなく、NTTグループといった企業グループ単位での競争状況の把握が必要と考えます。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動や、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から、事業者アンケートにおいて確認する予定です。</p>	<p>無</p>

<p>したがって、この競争状況の把握のために、例えば、「法人等利用者へのアンケート※2」や「事業者アンケート」等を活用し、以下の項目を把握・検証することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人向けサービスにおける相談相手や窓口</li> <li>✓ NTT グループの連携による営業提案の増加有無や営業提案の際の NTT グループのフォーメーション</li> <li>✓ NTT グループ連携が法人向けサービス提供事業者の選択に及ぼす影響</li> </ul> <p>※1 年次レポート（案）の「WAN サービス市場の事業者別シェア」において、NTT 東日本（第3位）、NTT 西日本（第2位）、NTT コミュニケーションズ（第1位）。また、「日経コンピュータ（2023.05.25）」によれば、「NTT データは2023年3月期の売り上げ実績で既に NEC を抜き国内 IT 企業で2位になった。」</p> <p>※2 年次計画（案） 2 電気通信事業分野における市場動向の分析 （4）法人等利用者へのアンケートにおける主な質問項目 P3 令和5年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」のために実施する法人等利用者へのアンケートの質問項目として、特に以下の観点からの項目を設けることとする。具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとし、年次レポートにおいて、法人等利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p><b>意見 1-4-5 固定系通信（法人向け）市場において、「WANサービス市場」の事業者別シェア及び市場集中度の推移の定点的な観測において、比較対象としている事業者が単体の場合とグループの場合があり、平仄が合っていないとの考え。</b></p>		
<p>固定系通信（法人向け）市場において、「WAN サービス市場」の事業者別シェア及び市場集中度の推移が定点的に観測されていますが、比較対象としている事業者が単体の場合とグループの場合があり、平仄が合っておりません。</p> <p>基本的に比較対象となる事業者は単体に合わせ、KDDI グループは、KDDI、中部テレコミュニケーション及び OTNet とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、NTT コミュニケーションズは、2022年1月1日に、NTT ドコモにより完全子会社化されました。</p> <p>NTT コミュニケーションズは、自社の事業を「ドコモビジネス」ブランドで行い、NTT ドコモから業務委託（代理）を受け NTT ドコモの代理人として、NTT ドコモのモバイルサービスの販売や「ビジネス d アカウント」と「ドコモビジネスメンバーズ」の提供等も行っており、全体として親会社である NTT ドコモの統一的指揮下におかれています。2021年度に決算セグメントの見直しが行われ、新たに NTT ドコモグループが総合 ICT 事業セグメントに位置付けられましたが、決算資料でも NTT ドコモグループを同一事業体（=NTT ドコモ）と捉えています。</p>	<p>○ 該当箇所では、グループ単位での比較が可能なように、「NTT系事業者」としてのシェアも併せて掲載しております。</p>	<p>無</p>

したがって、NTT コミュニケーションズの市場シェアについては、NTT ドコモの市場シェアに変更することが必要と考えます。  【KDDI 株式会社】		
--	--	--

## 1-5 研究開発競争の状況の把握

意見 1-5-1 IOWN については、本検証会議にて研究開発状況に加え具体的なサービス仕様や他事業者への提供形態（接続・卸）等も把握し、公正競争環境確保の観点での課題有無を継続的に確認することが必要との考え。		
IOWN については、本検証会議にて研究開発状況に加え具体的なサービス仕様や他事業者への提供形態（接続・卸）等も把握し、公正競争環境確保の観点での課題有無を継続的に確認することが必要と考えます。  【ソフトバンク株式会社】	○ 年次計画 3 (1) のとおり、重点的検証の対象として「将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証」を行う予定です。	無

## 2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

### 2-1 重点的検証結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-1-1 NTT東西の接続機能要望等に関する検証で、NTT東西において、NTTコムの事前調査申込に係る申込から回答までの期間が、他事業者の同一の手続きに比して相対的に短いケースが見受けられたことを受け、修文を要請。		
NTT 東西殿の接続機能要望等に関する検証で、NTT 東日本殿において、NTT コム殿の事前調査申込に係る申込から回答までの期間が、他事業者の同一の手続きに比して相対的に短いケースが見受けられました。 上記の理由について日本電信電話株式会社（以下、「NTT 持株」という。）殿の回答としては、「事前に行ってきた個別調整の中で呼種毎の切替方法や切替スケジュールが明確化されており、その確認等に時間を要さなかったため」（201p）とのことですが、事前の個別調整にて呼種毎の切替方法や切替スケジュールを明確化することで、回答に必要な内容の確認に時間を要さない場合等においては、NTT グループ企業以外の事業者に対しても、同様に短い期間で回答するといった柔軟な対応をすべきと考えます。 したがって、以下のとおり修正すべきと考えます。  【修文案】 (203p) ○小括 以上のとおり、令和4年度検証においては、局舎スペースの利用に関する検証、NTT 東西における各種手続についてのリードタイム検証、NTT 東西の接続機能要望等	○ 令和4年度市場検証においては、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったことから、原案のとおりとします。 ○ なお、年次計画 3 (1) のとおり、「NTT 東西の接続機能要望等に関する検証」を引き続き、行う予定です。	無

<p>に関する検証、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証、NTT 東西におけるネットワーク調達取引に関する検証、将来ネットワークの統合等に伴う課題に関する検証のいずれの検証においても、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったが、引き続き、検証を行っていく。</p> <p>ただし、NTT 東西と他事業者間の各種手続きのリードタイムにおいて、NTT グループ企業が他事業者と比して一部短いケースも見受けられたため、事前の個別調整にて接続に必要な条件等を明確にすることで、各種手続きのリードタイムを短縮することが可能な場合等においては、NTT グループ企業以外の事業者に対しても、同様に短い期間で回答するといった柔軟な対応が求められる。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
--	--	--

## 2-2 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果（固定系）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-2-1 サービス卸の提供に係る対応方針に賛同。		
<p>「サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為がないか、引き続き注視していく」（P211）とする本年次レポート（案）の方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無

## 2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果（移動系）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-3-1 禁止行為規制に関する遵守状況等の検証においては、法人事業の統合に伴うNTTドコモ・NTTコム間の情報の取り扱い状況のほか、両者共同営業に関するユーザ企業アンケートによる営業実態把握・禁止行為規制遵守状況の確認等を行うとともに、NTTドコモの市場支配力が他市場に影響を及ぼしていないかといった点の検証も必要との考え。		
<p>NTT 東西殿・NTT ドコモ殿と NTT コム殿等のグループ企業間の商材を組み合わせた共同営業に関しては、グループ内企業の不当な優遇や情報の目的外利用につながるおそれが高く、本検証会議でも継続的な検証が必要と考えます。</p> <p>特に、NTT ドコモ殿による NTT コム殿の子会社化後、NTT ドコモ殿によるプレスリリース（2021年12月14日）に「新ドコモグループとして、新たな法人事業ブランド「ドコモビジネス」のもと、NTT Comに法人事業を統合し経営資源を集中します」とあるとおり、両者間のつながりはより強まる傾向です。</p> <p>これらを踏まえ、禁止行為規制に関する遵守状況等の検証においては、上記のような法人事業の統合に伴う NTT ドコモ殿・NTT コム殿間の情報の取り扱い状況のほか、</p>	○ 今後の市場検証の参考とさせていただきます。	無

<p>両者共同営業に関するユーザ企業アンケートによる営業実態把握・禁止行為規制遵守状況の確認等を行うとともに、NTT ドコモ殿の市場支配力が他市場に影響を及ぼしていないかといった点の検証も必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
--	--	--

## 2-4 NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見2-4-1 NTT データ再編については、新設される事業会社（国内事業会社・海外事業会社）の業務の実態等を踏まえた市場への影響分析のほか、海外事業会社における公正競争要件解除の適切性等、既存規制の有効性検証の継続が必要との考え。</b>		
<p>2022年5月17日の本検証会議（第29回）にてNTT 持株殿より説明のあった株式会社NTT データ殿をめぐる再編は、2022年10月1日の海外事業会社の設立・事業開始、2023年7月1日の国内事業会社の設立・事業開始を経て現に実行されています。</p> <p>本再編については、新設される事業会社（国内事業会社・海外事業会社）の業務の実態等を踏まえた市場への影響分析のほか、海外事業会社における公正競争要件解除の適切性等、既存規制の有効性検証の継続が必要と考えます。</p> <p>また、2022年6月24日の本検証会議（第30回）及び2023年1月18日の本検証会議（第34回）において弊社含む競争事業者から本再編に関する公正競争上の懸念が示されたものの、その後本検証会議としての本再編に関する受け止め、検証・各種措置の必要性等の考え方は示されておらず、これらの明確化も必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度市場検証では、旧基本方針別表8に基づき、NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を行い、その確認結果は令和4年度年次レポート第2編第4章のとおりです。</li> <li>○ 令和4年度市場検証においては、2023年1月18日の電気通信市場検証会議（第34回）において、指摘のあったNTT データ再編後の海外事業会社の役割に対する懸念を踏まえ、NTTデータの再編と共同資材調達の違いについてNTT持株に確認をしており、その結果は、第2編第4章2のとおりです。</li> <li>○ 引き続き、電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和5年8月31日策定）（以下「新基本方針」という。）等に従い、電気通信事業者の業務の適性等について確認・把握を行ってまいります。</li> </ul>	無

## 2-5 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無

<p>意見2-5-1 電気通信市場の発展のため自由かつ柔軟な連携を促進すべく、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を過度に委縮させることのないよう、事前規制は必要最低限としていくべきであるとの考え。従来からの規制が現在の市場環境に適していない場合には、早期に適切な形へ見直すことを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信市場の発展のため自由かつ柔軟な連携を促進すべく、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を過度に委縮させることのないよう、事前規制は必要最低限としていくべきであると考えます。</li> <li>また、情報通信市場は多様な決済サービスの普及やOTTサービスの台頭等により多面的・多層的な市場構造に変容しており、業界・分野の垣根を超えた競争も一層激化しているところです。このような背景を踏まえれば、MNOの中で当社のみ競争優位性が認められる状況ではなくっており、当社だけに事前規制を課すことは適当ではないと考えます。</li> <li>そのため、電気通信市場検証会議においては、このような市場環境の変化を適切にとらえた上で引き続き分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制が現在の市場環境に適していない場合には、早期に適切な形へ見直すことを検討いただきたいと思います。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 御指摘の点については、年次計画3(2)⑤に記載のとおり、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について、把握・検証を実施してまいります。</p>	無

## 2-6 NTTドコモにおける組織再編に係る検証結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-6-1 NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併後の「禁止行為規制の遵守徹底」及び「NTTドコモ新プランの接続料等と利用者料金との関係の妥当性確認」、「エコノミーMVNOに対する公平性確保」について、本検証会議にて引き続き確認および検証を行う考え方に賛同。現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクに対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を適用すべき。</p>		
<p>電気通信市場検証会議（第37回）における当協会MVNO委員会からの意見等を踏まえ、NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併後の「禁止行為規制の遵守徹底」及び「NTTドコモ新プランの接続料等と利用者料金との関係の妥当性確認」、「エコノミーMVNOに対する公平性確保」について、本検証会議にて引き続き確認および検証を行うとの考えをお示しいただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>なお、MVNOのMNOグループ化が進展しているなか、二種指定事業者におけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たらないかといった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 電気通信事業法第30条第1項の規定による禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（令和5年4月20日）</p>	無



<p>を確保するという点からも非常に重要であると考えます。この点、2020年以降、MNOが別会社であったサブブランドやグループ内MVNOを吸収する動きが見られ、またMNO本体がMVNOと競合する廉価プランを投入するなど、市場競争はさらに熾烈になっている状況を踏まえると、MNOやグループ内MVNOと独立系MVNOとの同等性（イコールフットイング）の確保はこれまで以上に重要となっております。</p> <p>引き続きMNOがMVNOに対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MNOグループ以外のMVNOが公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を適用すべきであると考えております。</p> <p>この禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、本検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期に実現することを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>を踏まえて、指定の必要性の検討を要すると承知しております。</p>	
<p><b>意見2-6-2 NTTレゾナント合併に伴う検証に必要な情報について、可能な限り提供していく。</b></p> <p style="text-align: center;">NTTドコモがユーザに提供するサービス・料金プランと同等の価格で、MVNOが競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準となっていることの確認においては、既存の「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に則り、必要に応じて対応していく考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、令和4年度年次レポート（案）及び令和5年度年次計画（案）に記載のNTTレゾナント合併に伴う検証に必要な情報について、可能な限り提供していく考えです。</li> <li>・ また、当社がユーザに提供するサービス・料金プランと同等の価格で、MVNOが競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準となっていることの確認においては、既存の「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に則り、必要に応じて対応していく考えです。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 年次計画3(2)②aからcについて、必要に応じ、関係する研究会での議論とも連携して検証を行います。検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見2-6-3 吸収合併や資本関係の変更が電気通信役務の提供に影響を及ぼす場合は、総務省および有識者に限った非公開の会合等において事前説明を行い、その後公開の会合等で競争事業者を含めた説明を行うなど、可能な限り検証に協力していく考え。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸収合併及び資本関係の変更は機微な情報を取扱うことが想定され、特に料金サービスの改定を伴う場合等においては、情報公開から当該吸収合併等の実施までの期間が短くなる可能性があります。</li> <li>・ 当社としては、吸収合併や資本関係の変更が電気通信役務の提供に影響を及ぼす場合は、総務省および有識者に限った非公開の会合等において事前説明を行い、その後公開の会合等で競争事業者を含めた説明を行うなど、可能な限り検証に協力していく考えです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度年次レポート第2編第6章第1節3に記載のとおり、「NTTグループにおいては、今後の組織再編においては、令和3年度の年次レポートの「今後の対応等について」に記載の検証（公正競争上の具体的な問題がある場合には事業法又はNTT法に基づく措置を含む）に必要な期間を確保できるよう配慮することが必要である」と考</li> </ul>	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【株式会社NTT ドコモ】</p> <p>えます。</p> <p><b>意見 2-6-4 (※再掲) NTTデータ再編については、新設される事業会社（国内事業会社・海外事業会社）の業務の実態等を踏まえた市場への影響分析のほか、海外事業会社における公正競争要件解除の適切性等、既存規制の有効性検証の継続が必要との考え。</b></p> <p>2022年5月17日の本検証会議（第29回）にてNTT持株殿より説明のあった株式会社NTTデータ殿をめぐり再編は、2022年10月1日の海外事業会社の設立・事業開始、2023年7月1日の国内事業会社の設立・事業開始を経て現に実行されています。</p> <p>本再編については、新設される事業会社（国内事業会社・海外事業会社）の業務の実態等を踏まえた市場への影響分析のほか、海外事業会社における公正競争要件解除の適切性等、既存規制の有効性検証の継続が必要と考えます。</p> <p>また、2022年6月24日の本検証会議（第30回）及び2023年1月18日の本検証会議（第34回）において弊社含む競争事業者から本再編に関する公正競争上の懸念が示されたものの、その後本検証会議としての本再編に関する受け止め、検証・各種措置の必要性等の考え方は示されておらず、これらの明確化も必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 令和4年度市場検証では、旧基本方針別表8に基づき、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を行い、その確認結果は令和4年度年次レポート第2編第4章のとおりです。</p> <p>○ 令和4年度市場検証においては、2023年1月18日の市場検証会議（第34回）において、指摘のあったNTTデータ再編後の海外事業会社の役割に対する懸念を踏まえ、NTTデータの再編と共同資材調達の扱いについてNTT持株に確認をしており、その結果は、第2編第4章2のとおりです。</p> <p>○ 引き続き、新基本方針等に従い、電気通信事業者の業務の適性等について確認・把握を行ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 2-6-5 NTTグループに対する検証にどの程度の期間が必要かといった目安・基準について本検証会議で検討し、これらを明らかにすることが必要との考え。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「総務省本省の情報通信分野における許認可等に係る標準処理期間」における期間設定等を参考にするの一案。</b></p>		
<p>NTTグループが実施する再編については、令和3年度の年次レポートのとおり「市場検証会議における事後的な検証の実施のほか、公正競争上の具体的な問題があれば、実行後における公正競争上の具体的な問題への対応のため、組織再編の実行前に、事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うことも想定」されており、再編前に十分な検証期間を確保することが必要です。</p> <p>この点、NTTグループに対して検証が必要な期間を確保できるよう配慮を求めています。確保すべき期間の目安及び基準が非公表のままだと、必要な期間の考え方についてNTTグループと総務省殿の間で差が生じ、結果として検証に必要な期間が十分確保できないことが考えられることから、総務省殿においては検証にどの程度の期間が必要かといった目安・基準について本検証会議で検討し、これらを明らかにすることが必要と考えます。</p> <p>その際、「総務省本省の情報通信分野における許認可等に係る標準処理期間」における類型化や期間設定等を参考にするの一案と考えます。</p>	<p>○ 検証に必要な期間については、個々の組織再編の内容に応じて変わり得ることを踏まえ、「令和3年度の年次レポートの「今後の対応等について」に記載の検証（公正競争上の具体的な問題がある場合には事業法又はNTT法に基づく措置を含む）に必要な期間を確保できるよう配慮することが必要である。」と記載しております。</p>	<p>無</p>

【ソフトバンク株式会社】		
<b>意見 2-6-6 MNOが、一次MVNO (MVNE) から回線を卸し受けてMVNOとなることは制度の趣旨に照らして問題ないのか。制度の具体的運用の中でMNOによるMVNO役務の提供を総務省がどう捉えているか。</b>		
<p>年次レポート(案)の230ページにおいて、OCN モバイル ONE は、MVNE である NTT コムから回線の卸提供を受ける形で NTT ドコモがサービス提供主体となっている旨の記載がありますが、これについて以下の点が気になりました。</p> <p>1、そもそも、MNO が、一次 MVNO (MVNE) から回線を卸し受けて MVNO となることは制度の趣旨に照らして問題ないのでしょうか。</p> <p>自ら回線を用意できないため MNO から卸を受けて電気通信事業を営むのが MVNO だと思っているのですが、これが正しいとすると、自ら回線を用意できる立場にある MNO が MVNO 役務も提供することは両立しないのでは、と違和感を感じます。</p> <p>MNO である電気通信事業者が MVNO 役務も提供することは個々事業者の自由意志によるところであって特に制度上の問題はないという解釈で良いのでしょうか？</p> <p>2、上述の1の質問の回答が「制度上の問題はない」である場合、総務省としては、MNO による MVNO 役務の提供は、企業合併やグループ企業間の事業再編によって MNO である電気通信事業者が後天的に MVNO 役務を自らの事業とした場合に、公正競争に関する担保を条件にそれを許容するスタンスでしょうか。</p> <p>それとも、特に合併や再編がなくても、MNO が自主的に MVNO 役務を提供したいとした場合には、公正競争に関する担保があればそれを許容するスタンスでしょうか。</p> <p>前者は消極的許容、後者は積極的許容というニュアンスになるかと思いますが、制度の具体的運用の中で MNO による MVNO 役務の提供を総務省がどう捉えているかを知りたいです。</p> <p>MNO であるソフトバンクが LINE モバイルを吸収合併し MVNO 事業を営み始めた時から気になっていたのですが、今回ドコモでも同じような状況が起きたので、そもそも制度上「MNO が営む MVNO 事業」が制度上どう見なされるのかが気になり、コメントさせていただき次第です。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTT ドコモが「OCN モバイル ONE」のサービスを、MVNE である NTT コムを介した MVNO サービスとして提供することを禁止する規制は、現行の電気通信事業法上ありません。</li> <li>○ 年次計画3(2)②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行っていきます。</li> </ul>	無
<b>意見 2-6-7 組織再編による公正競争への影響の検証においては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に定められた定点的観測の指標である契約数シェア等を基にした契約数の変動状況等の分析のみでは十分でなく、定量的指標では把握しきれない競争状況の詳細について、定性的な要因も踏まえて分析することが必要との考え。</b>		
<p>前述のとおり、組織再編による公正競争への影響の検証においては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に定められた定点的観測の指標である契約数シェア等を基にした契約数の変動状況等の分析のみでは十分でなく、定量的指標では把握しきれない競争状況の詳細について、定性的な要因も踏まえて分析することが必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今般のNTTドコモにおける組織再編に係る検証結果については、令和4年度年次レポート第2編第6章のとおりであり、それを踏まえ、競争状況等に関する指標の定点的観測のほか、年次計</li> </ul>	無

<p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>画3(2)②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行っていきます。</p>	
<p><b>意見2-6-8 「OCNモバイルONE」サービスの契約数はNTTドコモ (MVNO) ではなく、NTTドコモ自体の契約数に含めて検証すべきとの考え。</b></p>		
<p>本合併後、「OCN モバイル ONE」サービスは、NTT コミュニケーションズの設備を介して提供されますが、エンドユーザーへの役務提供主体は NTT ドコモとなり、実質的にNTT ドコモ自体のサービスと見なされるものと考えます。</p> <p>よって、本合併後、「OCN モバイル ONE」サービスの契約数はNTT ドコモ (MVNO) ではなく、NTT ドコモ自体の契約数に含めて検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 「OCNモバイルONE」は、合併後、MVNE であるNTTコムを介したMVNOサービスとして提供されるため、移動系通信市場におけるシェアについては、NTTドコモ (MVNO) に含まれます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見2-6-9 2021年の組織再編前のNTTドコモのシェアと、今般の組織再編後のNTTドコモのシェアの変動が明らかになっていないことから、外部からは公正競争上の影響が増大するか否かの判断ができない。したがって、検証の透明性の観点から、シェアの増加率についても明らかにすることが必要との考え。</b></p>		
<p>年次レポート案においては、「ただちに公正競争上の影響が増大するわけではない」との判断がなされていますが、NTT コミュニケーションズ、NTT ぷらら、NTT ドコモ等をまとめて「NTT 系」のシェアとして 23.3%という結果が提示されているのみです。</p> <p>NTT ドコモの ISP 契約数は、NTT コミュニケーションズ (レゾナント) 及びNTT ぷららの契約数が合算されていることから、一定程度のシェア増加が想定されるようですが、2021年の組織再編前のNTT ドコモのシェアと、今般の組織再編後のNTT ドコモのシェアの変動が明らかになっていないことから、外部からは公正競争上の影響が増大するか否かの判断ができません。したがって、検証の透明性の観点から、シェアの増加率についても明らかにすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 検証の透明性を確保する観点から、令和4年度年次レポート第2編第6章において、可能な範囲でシェア等の検証結果の公表を行い、また、その過程では、非公表の情報であっても、検証の透明性を確保する観点から、一部の情報について構成員限りで情報提供しております。</p> <p>○ 今後、ISP市場におけるNTT系のシェアの動向を注視するとともに、引き続き、検証の透明性を確保する観点から、可能な範囲で検証結果の公表を行ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見2-6-10 今後の市場検証等のあり方については、禁止行為規制の対象事業者であるNTT東西やNTTドコモで構成されるNTTグループの組織再編に対する停止措置等の事前規制や審査権限の是非等も含めて検討を行っていくことが必要との考え。</b></p>		
<p>年次レポート(案)において示されているとおり、NTT グループの組織再編については構成員から「法改正を含め、電気通信分野における公正競争確保の観点や電気通信の健全な発達の観点から、競争政策以外の観点も含めた、企業結合に対する審査権限の在り方の検討が必要」との意見も出されています。今後の市場検証等のあり方については、禁止行為規制の対象事業者であるNTT 東西やNTT ドコモで構成されるNTT グループの組織再編に対する停止措置等の事前規制や審査権限の是非等も含めて検討を行っていくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 令和4年度年次レポート第2編第6章第1節3に記載のとおり、「今般の競争事業者の指摘や今後の市場環境の変化も踏まえ、必要に応じ、組織再編に係る市場検証等のあり方について検討を行って」まいります。</p>	<p>無</p>

**意見 2-6-11 組織再編による公正競争への影響の検証においては、独占禁止法における「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に定められた定性的な指標を参考にしつつ、定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で、公正競争への影響を評価すべきとの考え。**

<p>「はじめに」で述べたとおり、組織再編による公正競争への影響の検証においては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に定められた定点的観測の指標である契約数シェア等を基にした契約数の変動状況等の分析のみでは十分でなく、定量的指標では把握しきれない競争状況の詳細について、定性的な要因も踏まえて分析することが必要と考えます。独占禁止法における「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に定められた定性的な指標を参考にしつつ、定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で、公正競争への影響を評価すべきと考えます。</p> <p>なお、昨今の NTT グループの組織再編等の市場環境変化を踏まえ、総合的な事業能力を判断する要素として、既に示されている要素（「電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」で示されている要素）に加え、以下の要素の追加も検討すべきと考えます。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【追加を検討すべき要素】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調達力</li> <li>✓ 技術力</li> <li>✓ 販売力</li> <li>✓ 信用力</li> <li>✓ 広告宣伝力</li> <li>✓ 資本関係等を通じた事業者の総合的な事業能力</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【既に示されている要素】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業規模（資本金、収益、従業員数）</li> <li>✓ 市場への影響力、ブランド力</li> <li>✓ 製品・サービスの多様性</li> <li>✓ 潜在的な競争の不在</li> <li>✓ 技術上の優位性・卓越性</li> <li>✓ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性</li> <li>✓ 共同支配</li> </ul> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> </td> </tr> </table>	<p><b>【追加を検討すべき要素】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調達力</li> <li>✓ 技術力</li> <li>✓ 販売力</li> <li>✓ 信用力</li> <li>✓ 広告宣伝力</li> <li>✓ 資本関係等を通じた事業者の総合的な事業能力</li> </ul>	<p><b>【既に示されている要素】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業規模（資本金、収益、従業員数）</li> <li>✓ 市場への影響力、ブランド力</li> <li>✓ 製品・サービスの多様性</li> <li>✓ 潜在的な競争の不在</li> <li>✓ 技術上の優位性・卓越性</li> <li>✓ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性</li> <li>✓ 共同支配</li> </ul> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 今般のNTTドコモにおける組織再編に係る検証結果については、令和4年度年次レポート第2編第6章のとおりであり、それを踏まえ、競争状況等に関する指標の定点的観測のほか、年次計画3(2)②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p><b>【追加を検討すべき要素】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調達力</li> <li>✓ 技術力</li> <li>✓ 販売力</li> <li>✓ 信用力</li> <li>✓ 広告宣伝力</li> <li>✓ 資本関係等を通じた事業者の総合的な事業能力</li> </ul>	<p><b>【既に示されている要素】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業規模（資本金、収益、従業員数）</li> <li>✓ 市場への影響力、ブランド力</li> <li>✓ 製品・サービスの多様性</li> <li>✓ 潜在的な競争の不在</li> <li>✓ 技術上の優位性・卓越性</li> <li>✓ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性</li> <li>✓ 共同支配</li> </ul> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>			

**意見 2-6-12 今後は「電気通信役務の提供に影響を及ぼす資本関係の変更」についても検証の対象とすること及び「今後の対応等について」に記載の検証（公正競争上の具体的な問題がある場合には事業法又はNTT法に基づく措置を含む）に必要な期間を確保できるよう配意することについて、賛同。**

<p>令和3年度年次レポートに記載の「NTT ドコモによるその特定関係法人の吸収合併（電気通信役務の提供に影響を及ぼす吸収分割・事業等の譲受けも含む）」について、今後は「電気通信役務の提供に影響を及ぼす資本関係の変更」についても検証の対象とすること及び「今後の対応等について」に記載の検証（公正競争上の具体的な問題がある場合には事業法又は NTT 法に基づく措置を含む）に必要な期間を確保できるよう配意することについて、賛同いたします。</p> <p>なお、NTT グループにおいては、組織再編の実施にあたって総務省及び競争事業者に対しても、その実施内容について説明した上で、公正競争上の問題がないかを検討す</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、検証に必要な期間については、個々の組織再編の内容に応じて変わり得ることを踏まえ、「令和3年度の年次レポートの「今後の対応等について」に記載の検証（公正競争上の具体的な問題がある場合には事業法又はNTT法に基づく措置を含む）に必要な期間を</p>	<p>無</p>
--	--	----------

<p>ることが重要であり、「必要な期間」としては、公正競争上の具体的な問題の確認、検証及び必要な措置の実施まで最低でも二ヶ月間は必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>確保できるよう配慮することが必要である。」と記載しております。</p>	
---	--	--

### 3. 電気通信市場の検証

#### 3-1 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見3-1-1 MNO3社に競争阻害的な行為等がないか、引き続き注視することを要望。</b></p>		
<p>当社やMVNO各事業者はMNO3社の利用者にも選択肢としていただける携帯電話サービスを展開しているものの、「MNO3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している」(P238)ことから、MNO3社において競争阻害的な行為等が行われていないか、引き続き注視していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-1-2 年次レポートの中に、通信モジュール市場の現状について、最新の総務省見解を記しておくのが良いのではないかとのお考え。</b></p>		
<p>年次レポートの241ページにおいて、通信モジュール市場については「移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、各事業者のシェアの変動が比較的大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察」されると記載があります。</p> <p>合わせて、242ページには、卸売市場においても「市場規模は拡大を続けている」との記載があります。</p> <p>また、公正競争制度に照らして現時点の通信モジュール向け通信役務のマーケットをどう捉えているかについては、今年の3月24日に公開された卸電気通信役務にかかる省令改正案に対する意見募集結果(以下「0324意見募集結果」とする)の中で、各事業者より「通信モジュール向けに提供する通信役務は新事業・新サービス等のイノベーションを創出するためのものであって規制適用対象とするべきではない」との意見が出され、「引き続きイノベーションを阻害しないようにする観点は重要」との総務省見解を以て引き続き規制適用対象外とする旨、整理されております。</p> <p>今回の年次レポートの中で、通信モジュール市場は「競争が活発」で「引き続き成長を続けている」と判断するのであれば、通信モジュール向けに提供する電気通信役務はこれまでと同様に活発かつ発展的なイノベーション創出に寄与しているということであり、0324意見募集結果において各事業者が指摘したことが市場検証により裏付けられたと考えられます。</p> <p>通信モジュール向けに提供する通信役務への規制適用の是非が、0324意見募集結</p>	<p>○ 該当箇所については、旧基本方針3に従い、定点的に観測する指標の把握結果を示しているものです。</p> <p>○ なお、通信モジュール向けに提供する携帯電話又はBWAアクセスサービスについては、電気通信事業者によるイノベーションを阻害しないようにする観点から、従前より、電気通信事業法施行規則第25条の7に基づき詳細な届出を義務付ける卸電気通信役務の対象から除外されており、引き続きイノベーションを阻害しないようにする観点は重要であることから、本年3月の電気通信事業法施行規則等の一部改正に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申において、詳細な届出を義務付ける卸電気通信役務の対象に、通信モジュール向けに提供する特定卸電気通信役務を加えないことが適当とされたもの</p>	<p>無</p>

<p>果において総務省の出した案に大きな修正が入る（＝総務省が見解を覆し適用しようとしていた規制を取り下げた）ことになったのを考えれば、年度の総括となる年次レポートの中にも、通信モジュール市場の現状（＝現時点で規制を適用する必要はなく健全な市場であること）について、最新の総務省見解を記しておくのが良いのではないのでしょうか？</p> <p>0324 意見募集結果が卸に関連する規制についてのものであったので、242 ページの卸売市場に関する分析の末尾に以下のような内容を追加しておくことで、現時点での「通信モジュール市場」の総括をしてはどうでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の市場活動は活発であり、従来と同様イノベーション創出に貢献していると考えられる</li> </ul> <p>繰り返しになりますが、総務省が、自らの出した卸に係る規制案を事業者の意見を受けて覆したのであれば、覆すに至った理由（＝市場活動が活発なので現時点で規制は不要）も報告の中に盛り込むべきではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人 5】</p>	<p>です。</p>	
<p><b>意見 3-1-3 （※再掲）「NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況」や「ローカル5G市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同。将来的にローカル5Gを通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要との考え。</b></p>		
<p>ローカル 5G の導入趣旨は、地域の企業や自治体等の様々な主体による参入を促すことであると理解しています。</p> <p>現時点では実証実験の段階と認識しておりますが、今後商用化に向けて、地域や法人分野において様々な顧客接点を持つ NTT グループがローカル 5G 市場の公正な競争を阻害するおそれもあるため、「NTT 東西と NTT ドコモ・NTT コムとの連携状況」や「ローカル 5G 市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同いたします。</p> <p>また、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、以下のような行為が行われていないか実態把握・検証が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域通信のドミナントである NTT 東西が地域主体の事業機会を奪っていないか</li> <li>✓ NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズの連携において禁止行為規制に抵触するような行為（例えば、NTT 東西によるバックホール回線や局舎利用における料金や納期等の NTT グループ各社に対する優遇）が行われていないか</li> <li>✓ 「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」に抵触するような行為（例えば、NTT 東西の子会社と全国 MNO である NTT ドコモとの連携による、NTT 東西の実質的な移動通信サービスの提供）が行われていないか</li> </ul> <p>今後は、通信モジュールを中心とした IoT 市場の一部をローカル 5G が代替していくことが想定されるため、将来的にローカル 5G を通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要と考えます。</p>	<p>○ 今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

## 3-2 今後取り組むべき課題等

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見3-2-1 独立系MVNOとMNOグループ間の競争状況が検証可能となる分析の実施を要望。</b>		
<p>移動系通信市場において、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化を図っていくためには引き続き MVNO が市場における競争の軸として機能することが重要であり、特に MNO グループと独立系 MVNO の間のイコールフットイングの確保が重要となります。</p> <p>MNO のサブブランド等や MNO グループ内 MVNO によるプランを含め、独立系 MVNO のプランに料金が近接した新たな料金プランの提供等が開始されているところ、移動系通信市場が再び MNO グループによる協調的寡占状態となるおそれもあることから、MNO のサブブランド等や新たな料金プランの契約数を MNO 契約数と分離した上で MNO 各社のシェアを分析することや、MNO グループ内 MVNO によるプランの契約数と独立系 MVNO の契約数を分離した上で MVNO のシェアを分析する等、独立系 MVNO と MNO グループ間の競争状況が検証可能となる分析の実施を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無
<b>意見3-2-2 FTTHのサービス提供主体別のシェアの動向を分析することに賛同。その際、公正な競争環境確保の観点から競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて客観的・定量的なデータに基づいた検証が必要との考え。</b>		
<p>FTTH の設備面において NTT 東西は依然と大きな存在感がある一方で、小売市場におけるシェア構造は大きく異なっていることから、的確に市場動向を把握するためにもサービス提供主体別のシェアの動向を分析することに賛同いたします。その際、公正な競争環境確保の観点から競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて客観的・定量的なデータに基づいた検証が必要と考えます。</p> <p>特に、FTTH 市場においては、卸・自己設置・接続の3つの提供形態について、バランスよく競争促進していくことが肝要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
<b>意見3-2-3 ネットワーク単体で提供される場合とネットワークとソリューションがセットで提供される場合を想定して検証するとともに、PaaS/IaaS事業者が提供するサービスの利用動向を含め、注視することに賛同。公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じることを要望。</b>		
<p>法人向けサービス市場は、ネットワークだけでなくソリューションもセット提供するトータルソリューションによって顧客ニーズを満たすことが肝要な市場と考えるところ、ネットワーク単体で提供される場合とネットワークとソリューションがセットで提供される場合を想定して検証するとともに、WAN サービスからパブリッククラウドへのシフトが見受けられる状況を踏まえて Paas/IaaS 事業者が提供するサービスの</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無



<p>利用動向を含め、注視いただくことに賛同いたします。</p> <p>この点、市場支配的事業者によるネットワークとソリューションのセット提供やパブリッククラウドの提供によって競争阻害的な行為が行われていないか注視いただくとともに、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p><b>意見 3-2-4 指定事業者に加えて未指定事業者によるグループ内事業者への優先的な取扱い等の有無について把握・検証することに賛同。検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じることを要望。</b></p>		
<p>NTT ドコモによる NTT レゾナントの吸収合併や MNO による新たな料金プランの提供など、移動通信市場を取り巻く競争環境の変化は激しいことから、引き続き、指定事業者に加えて未指定事業者によるグループ内事業者への優先的な取扱い等の有無について把握・検証することは、公正な競争環境確保に資するものであるため、本レポート案の考え方に賛同いたします。</p> <p>検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 3-2-4.5 (※再掲)「NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況」や「ローカル5G市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同。将来的にローカル5Gを通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要との考え。</b></p>		
<p>ローカル 5G の導入趣旨は、地域の企業や自治体等の様々な主体による参入を促すことであると理解しています。</p> <p>現時点では実証実験の段階と認識しておりますが、今後商用化に向けて、地域や法人分野において様々な顧客接点を持つ NTT グループがローカル 5G 市場の公正な競争を阻害するおそれもあるため、「NTT 東西と NTT ドコモ・NTT コムとの連携状況」や「ローカル 5G 市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同いたします。</p> <p>また、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、以下のような行為が行われていないか実態把握・検証が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域通信のドミナントである NTT 東西が地域主体の事業機会を奪っていないか</li> <li>✓ NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズの連携において禁止行為規制に抵触するような行為（例えば、NTT 東西によるバックホール回線や局舎利用における料金や納期等の NTT グループ各社に対する優遇）が行われていないか</li> <li>✓ 「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」に抵触するような行為（例えば、NTT 東西の子会社と全国 MNO である NTT ドコモとの連携による、NTT 東西の実質的な移動通信サービスの提供）が行われていないか</li> </ul>	<p>○ 今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>今後は、通信モジュールを中心とした IoT 市場の一部をローカル 5G が代替していくことが想定されるため、将来的にローカル 5G を通信モジュール市場に含めて検証することの検討も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
---	--	--

#### 4. その他

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 4-1 用語について		
<p>「3.9-4 世代移動通信アクセスサービス」 これにはなぜ「第」を付けないのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>○ 電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 12 号及び第 13 号を踏まえた記載としております。</p>	<p>無</p>

## Ⅱ 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(案)」関係

- 意見募集期間 : 令和5年7月8日(土)から令和5年8月7日(月)まで
- 意見提出数 : 8件 (法人・団体:7件、個人:1件)
- 意見提出者 : ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
2	日本電信電話株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	楽天モバイル株式会社
5	株式会社NTTドコモ
6	西日本電信電話株式会社
7	ソフトバンク株式会社
—	個人(1件)

## ■ 総論

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 (※再掲) 既存の規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、産業の成長・発展を抑制していないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直すことを要望。</p> <p>NTT ドコモがNTT 東西の特定関係事業者指定されており、NTT 東西とNTT ドコモやNTT コムとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証することが必要。今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考え。</p> <p>経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施することを要望。また、各種報告を求める際は、既に提出している報告事項や公表資料を活用するなど過度な負担や報告の重複が生じないように配慮いただきたい。</p> <p>法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を要望。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNOや「光コラボレーションモデル」、ローカル5GやLPWAを通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM等のプラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、メタバースの進展等による端末とサービスが連動した高度化・多様化、様々なプレイヤーのローカル5Gへの参入、5Gの特性(高速大容量、超低遅延、多数同時接続)を最大限活かしたサービスの創出、さらには、GAFAM等による世界規模でのクラウド基盤の拡大等に伴い、今後さらに加速していくものと考えます。</p> <p>そのため、政府においては、国内の電気通信市場の事業者間競争ばかりに着目するのではなく、GAFAM等の海外事業者が提供するサービスの利用動向等も含めて情報通信市場とその関連市場を広く検証した上で、我が国の産業力・競争力強化に向けて、新たな技術やサービスの創出等に対する通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと考えます。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルー</p>	<p>○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</p>	<p>無</p>

ル（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール（NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

## 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者指定されており、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。

今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考えです。

ただし、モニタリングする情報の範囲については、基本方針（案）にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施いただきたいと考えます。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求めるとともに、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないように配慮いただきたいと考えます。

## 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外の SIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーム等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせたソリューションや SaaS として提供しており、競争の軸はネットワークサービス以外のレイヤに移行しています。

この点、電気通信事業分野における市場検証（令和 4 年度）年次レポート（案）において、競争事業者の範囲が、通信事業者、SIer、PaaS/IaaS 事業者、データセンター事業者であること、レイヤを跨いだ競争が行われていることについて調査・検証いただいたことは、法人市場の実態をより詳細に把握する上で重要なものと考えます。

今後、法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、

法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM 等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を行っていただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

## 1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNO や「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G や LPWA を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM 等のプラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、メタバースの進展等による端末とサービスが連動した高度化・多様化、様々なプレイヤーのローカル 5G への参入、5G の特性（高速大容量、超低遅延、多数同時接続）を最大限活かしたサービスの創出、さらには、GAFAM 等による世界規模でのクラウド基盤の拡大等に伴い、今後さらに加速していくものと考えます。

そのため、政府においては、国内の電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、GAFAM 等の海外事業者が提供するサービスの利用動向等も含めて情報通信市場とその関連市場を広く検証した上で、我が国の産業力・競争力強化に向けて、新たな技術やサービスの創出等に対する通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール（NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

## 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者指定されており、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握に当たっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開され

<p>ている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。</p> <p>今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考えです。</p> <p>ただし、モニタリングする情報の範囲については、基本方針（案）にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施いただきたいと思います。</p> <p>また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際においては、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮いただくとともに、報告事項を規定する法令や各種要請等の改廃を検討していただきたいと思います。</p> <p>3. 法人向けサービスの実態把握について</p> <p>法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外のSIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーム等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせてソリューションや SaaS として提供しており、競争の主軸はネットワークサービス以外のレイヤに移行しています。</p> <p>この点、電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（案）において、競争事業者の範囲が、通信事業者、SIer、PaaS/IaaS 事業者、データセンター事業者であること、レイヤを跨いだ競争が行われていることについて調査・検証いただいたことは、法人市場の実態をより詳細に把握する上で重要なものと考えます。</p> <p>今後、法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM 等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を行っていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<b>意見0-2 本検証会議においてはこれまで以上に禁止行為規制の遵守状況の検証機能の強化が求められているものであり、新たなモニタリング開始に伴い当該検証機能が低下することのないよう留意が必要との考え。</b>		
<p>電気通信事業分野における公正競争環境確保の観点では、依然としてNTTグループの動向に着目することが不可欠です。この点、弊社の基本的な考え方としては、「NTTグループの競争力強化」自体を必ずしも否定するものではないものの、それはあくまで国内の公正競争環境を更に追求する形で実現されるべきものであると考えており、上記のようなNTTグループの再編や各種義務等の規制緩和（例：NTT法改正や電気通信事業法改正等）議論が、</p>	<p>○ 今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>我が国の電気通信市場における公正競争の確保等、従来の通信政策における視点が蔑ろにされた状態において、各種文脈(例：対 GAFAM、政府による株式保有義務要否等)から唐突に進行することは問題であり、公正競争へ与える影響を慎重に見極め、見直しの是非を判断することが肝要です。引き続き NTT グループの動向は本検証会議でも注視し、必要時にすみやかに公の場で議論可能な状況としておくべきです。</p> <p>直近においては出資比率の低下といった累次の公正競争条件の一部の維持の必要性が薄れたとされたところですが、これは 2021 年 10 月 1 日の情報通信行政検証委員会 検証結果最終報告書において「総務省の判断の妥当性は(略)見直されたものを含む行為規制が、確実に機能しているかどうかの事後的な検証を確実にを行うことによって担保されることとなる」との記載のとおり、禁止行為規制の実効性確保のための検証が前提とされています。すなわち、本検証会議においてはこれまで以上に禁止行為規制の遵守状況の検証機能の強化が求められているものであり、新たなモニタリング開始に伴い当該検証機能が低下することのないよう留意が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<b>意見 0-3 今後の市場検証においては、より中立的かつ客観的な視点での分析を行うことを要望。</b>		
<p>本基本方針案の「2 市場検証の概要 (1) 市場検証の目的等」に記載されているとおり、「市場動向を適切に分析」することが「電気通信事業分野における公正競争確保のために必要な政策対応の在り方を検討する」際の前提となります。一方で本レポート案の市場動向の分析結果の記載においては、各種データやアンケート結果からどのように導き出された分析結果か明確でない箇所もあります(具体的な箇所については、本レポート案に対する弊社意見を参照)。つきましては、今後の市場検証においては、より中立的かつ客観的な視点での分析を行っていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

## 1. 市場検証の概要

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見 1-1 電気通信事業報告規則に基づく報告に加えて関係事業者等への上記のアンケートやヒアリングを実施する際には、事業者側に過度な負担を強いるものとならないよう留意すべき。</b>		
<p>「検証を実施するに当たっては、電気通信事業報告規則(略)に基づく報告により得られたデータのほか、関係事業者等による公表データ、関係事業者等や利用者へのアンケート等の結果を用いるとともに、必要に応じ、市場検証会議における関係事業者等に対するヒアリング結果も用いる」(PP. 2-3)とされているところ、電気通信事業報告規則に基づく報告に加えて関係事業者等への上記のアンケートやヒアリングを実施する際には、事業者側に過度な負担を強いるものとならないよう留意いただきたく存じます。</p>	<p>○ 検証内容の見直しとともに、データの把握の要否を整理した上で、事業者の負担にも配慮しつつ、電気通信事業報告規則に基づく報告事項や事業者アンケートの内容を随時見直していくこととしております。</p>	<p>無</p>



【楽天モバイル株式会社】		
意見 1-2 NTTグループによる再編が予定される場合には再編前に十分な期間を確保した上での検証が必要であり、年次計画のスケジュールが制約となり再編にかかる十分な検証期間が確保できないといったことのないよう、修文を要望。		
<p>NTTグループによる再編が予定される場合には再編前に十分な期間を確保した上での検証が必要であり、年次計画のスケジュールが制約となり再編にかかる十分な検証期間が確保できないといったことのないよう、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修文案】            詳細な市場検証の実施スケジュール等については、各年度の年次計画において定めることとする<sup>※</sup>。  <u>※NTTグループの組織再編の発生が見込まれる場合には年次計画の実施スケジュールの制約を受けず、十分な検証期間を確保の上検証する。</u></p>	<p>○ NTTグループの組織再編に限らず、継続的な市場検証が必要であれば、次年度の年次計画にその内容を記載し、継続して検証を行うことを想定していることから、該当箇所については、原案のとおりとします。</p>	無
【ソフトバンク株式会社】		
意見 1-3 事業者にとって過度な負担とならないよう、収集されるデータが現状実施されている分析や検証に真に必要なか、また市場の変化等により報告意義が薄れているものはないか等、総務省への報告項目全般について継続的に精査した上で、不要となったまたは必要性が低下した項目は報告対象から外す等すみやかな見直しを行うよう要望。		
<p>本基本方針案に記載のとおり、今後においても、事業者にとって過度な負担とならないよう、収集されるデータが現状実施されている分析や検証に真に必要なか、また市場の変化等により報告意義が薄れているものはないか等、総務省殿への報告項目全般について継続的に精査した上で、不要となったまたは必要性が低下した項目は報告対象から外す等すみやかな見直しを行っていただくことを要望します。</p>	<p>○ 検証内容の見直しとともに、データの把握の要否を整理した上で、事業者の負担にも配慮しつつ、電気通信事業報告規則に基づく報告事項や事業者アンケートの内容を随時見直ししていくこととしております。</p>	無
【ソフトバンク株式会社】		

## 2. 電気通信事業分野における市場動向の分析

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-1 研究開発競争の状況の把握においては、その対象は、電気通信事業者に係るものに限定されず、広く電気通信事業分野に係る研究開発競争とされるものと認識。その趣旨に鑑み、限定的なものとならないようにすべき。		
<p>「グローバルな視点から、研究開発競争を促進することも重要である。そのための検討の前提として、研究開発競争の状況の把握を行う」(P3)とする本基本方針(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>他方、「研究開発競争の状況の把握においては、(2)の検証対象市場も含めた電気通信事業分野に係る研究開発競争を広く把握の対象とする」(P6)とされているところ、その対象は、電気通信事業者に係るものに限定されず、広く電気通信事業分野に係る研究開</p>	<p>○ 新基本方針3(3)に記載のとおり、引き続き「電気通信事業者における共同研究開発の現状や異業種連携の現状など研究開発に関する現状等」を把握する予定です。</p>	無

<p>発競争とされるものと認識しております。その趣旨に鑑み、限定的なものとならないようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
---	--	--

### 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p><b>意見3-1 引込線転用について、中小含むコラボ事業者が投資や負担なく参加検討できるようにすべき。また、仕様策定についてはNTT東西と一部事業者で閉じた協議で行うのではなく、協議に参加していない事業者にも早い段階で意見を述べる機会を設ける等の配慮が必要。</b></p>		
<p>引込線転用による工事削減に係る状況につきましては、P258に競争ルールの検証に関するWGの開催状況として第45回の議題として紹介されております。当協会としましてはFTTHの光コラボとシェアドアクセス間の転用につきましては、NTT東西殿の光コラボ卸先事業者とシェアドアクセスを利用するFTTHインターネット接続事業者との間での競争環境に大きな影響があると考えています。当協会においては、現在の検討の枠組みの詳細を把握しておりませんが、中小含むコラボ事業者が投資や負担なく参加検討できるようにすべきと考えます。また転用の仕組みの仕様策定についてはNTT東西殿と一部の事業者のみよる閉じた協議で行うのではなく、協議に参加していない事業者にも仕様について早い段階で照会し、意見を述べる機会を設けるなど、中小を含む検討に参加しない光コラボ事業者にも配慮することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 「競争ルールの検証に関する報告書2023」(案)のとおり、「NTT東日本・西日本においては、必要に応じて総務省の協力も得つつ、光コラボ事業者との本スキーム導入に係る協議(光コラボの契約に係る協議を含む。)を進める等、光コラボ事業者の速やかな参画を図っていく必要があるが、その際、本スキームが光コラボ事業者において十分に活用されるよう、インセンティブ設計等の観点も含め、十分に活用されるよう配慮することが適当」と考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3-2 グループ再編や規制緩和等(政府によるNTT株売却を含む。)が検討される場合も、電気通信市場検証会議における事前の十分な議論等、透明性・実効性のある検証を行うとともに、同会議等において引き続きNTTグループの動向を注視することを要望。</b></p>		
<p>これまで公表されてきた累次の公正競争条件について、「引き続き、NTTグループ各社において遵守することが必要である」(P8)とする本基本方針(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>今後、NTTグループ内の合併や連携強化等が進み、そこで生じる知見やノウハウがNTTグループ内だけに還元されるような事態ともなれば、電気通信市場における公正な競争環境が大きく損ねられることが懸念されると考えます。</p> <p>したがって、グループ再編や規制緩和等(政府によるNTT株売却を含む。)が検討される場合も、電気通信市場検証会議における事前の十分な議論等、透明性・実効性のある検証を行っていただくとともに、同会議等において引き続きNTTグループの動向を注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、本年8月28日に、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問したところであり、今後、同審議会において、NTT法等の関係法制度の在り方を含めて、時代に即した通信政策の在り方の検討が行われる予定です。</p>	<p>無</p>

<b>意見 3-3 新たな取り組みとして示されたモニタリングにおいて、必要な情報について可能な限り提供していく考え。報告済みの案件については重複した確認とならないよう要望。</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、新たな取り組みとして示されたモニタリングにおいて、必要な情報について可能な限り提供していく考えです。</li> <li>ただし、経営のみならず、安全保障等の観点からも提供が困難となる情報も存在することから、「経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握」及び「法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」のために事業者へ求める具体的なモニタリング項目や手法、またそれら項目を設定した理由等については、事前に事業者と意識合わせの上、実施いただきたいと考えます。</li> <li>また、総務省への報告事項は、「電気通信事業報告規則」等に基づく報告を含め、年々増加しております。各事業者は当該報告に向けたデータ抽出等のシステム対応に係るコストや極めて多くの稼働を要していることから、報告済みの案件については重複した確認とならないよう対応いただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モニタリングに関する御意見については、賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ また、検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。</li> <li>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</li> </ul>	無
<b>意見 3-4 総務省にて特段ルールが定められていない事柄も含めて状況を確認し各事業者へフィードバックを行うことは事業者への過剰な制約となる可能性があるため、当該モニタリングの実施に関して以下の点を要望。</b>		
<p>本基本方針案において「平時から、各事業者の抱える電気通信サービスを提供する上でリスクの状況を踏まえて、ヒアリング等を通じた主要な電気通信事業者に対するモニタリングを実施する。」と記載されていますが、総務省殿にて特段ルールが定められていない事柄も含めて状況を確認し各事業者へフィードバックを行うことは事業者への過剰な制約となる可能性があるため、当該モニタリングの実施については以下について対応いただくことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各法令の遵守状況以外の項目をモニタリングする項目として定める場合は、その必要性について事前に十分な説明を行っていただくこと</li> <li>事業者へのフィードバックの際に、法令に基づかない自主規制や業界での取り組みについて事業者に対し強要・強制しないこと</li> <li>ヒアリングが事業者にとって過度な負担とならないよう、進め方について十分配慮していただくこと</li> </ul> <p>例えば、既に総務省殿へ提出している情報については事前に情報の保有部署と利用部署間で共有や整理をしていただくこと、複数の部署に関連するヒアリングについては合同で行うことで一度で済ませられるよう調整いただくこと等</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</li> </ul>	無
<b>意見 3-5 NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を行うにあたり必要な考慮事項であることを明確にすべく、修文を要望。</b>		
出資比率の低下の維持の必要性が薄れたとの判断の妥当性は、2021年10月1日の情報通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御指摘の点は、公正競争確保の在</li> </ul>	無

<p>信行政検証委員会 検証結果最終報告書における「総務省の判断の妥当性は（略）見直されたものを含む行為規制が、確実に機能しているかどうかの事後的な検証を確実に行うことによって担保されることとなる」との記載のとおり、禁止行為規制の実効性確保のための検証が前提とされており、この点 NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を行うにあたり必要な考慮事項であることを明確にすべく、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>こうした累次の公正競争条件については、1990 年代後半以降の電気通信事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、平成 4 年の移動体業務の分離以降の電気通信市場における環境変化の進展等を踏まえ、その維持の必要性は薄れたと考えられる出資比率の低下の条件を除き、引き続き、NTT グループ各社において遵守することが必要である<sup>※</sup>。</p> <p><u>※2 出資比率の低下の条件の維持の必要性が薄れたとの判断の妥当性は、見直されたものを含む行為規制が、確実に機能しているかどうかの事後的な検証を確実に行うことによって担保されることが条件であることに留意が必要である。</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>り方に関する検討会議報告書に明記されており、新基本方針 1 においては、「市場検証会議の下の「公正競争確保の在り方に関する検討会議」において公正競争確保に必要な方策等について検討が行われ、市場検証の強化の必要性に関する提言がなされたこと等を踏まえ、総務省において市場検証の取組を引き続き実施するに当たり」基本方針を定め、市場検証を実施している旨を明記していることから、原案のとおりとします。</p>	
--	--	--

#### 4. その他

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 4-1 用語について		
<p>該当箇所：2（2）電気通信市場検証会議</p> <p>意見：「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）別紙 4 「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」においては、「懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を『設置する』等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。」とされているところ、「市場検証会議の下にワーキング・グループを設置」するとの記載は不適當であるから、修正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人 3】</p>	<p>○ 御意見の趣旨を踏まえ、以下の修正を行います。</p> <p>新基本方針 2（2） 「また、市場検証のプロセスにおいて、学識経験者等から助言を得ながら進めるべき事項のうち、特にテーマを絞って集中的に議論すべき事項については、市場検証会議の下にワーキンググループを<u>設置開催</u>し、議論を行うこととする」</p> <p>年次計画脚注 2 「また、必要に応じ、その他ワーキンググループを<u>設置開催</u>する。」</p>	有

### Ⅲ 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和5年度)(案)」関係

- 意見募集期間 : 令和5年7月8日(土)から令和5年8月7日(月)まで
- 意見提出数 : ~~11~~12 件 (法人・団体:~~8~~9件、個人:3件)
- 意見提出者 : ※意見提出数は、意見提出者数としています。

1	日本電信電話株式会社
2	東日本電信電話株式会社
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	楽天モバイル株式会社
5	株式会社NTTドコモ
6	西日本電信電話株式会社
7	ソフトバンク株式会社
8	株式会社オプテージ
89	KDDI株式会社
—	個人(3件)

## ■ 総論

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 (※再掲) 既存の規制・ルールが、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、産業の成長・発展を抑制していないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直すことを要望。</p> <p>NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者指定されており、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コムとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、適切な検証を行うために必要な情報を積極的に提供していく考え。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証することが必要。今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考え。</p> <p>経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施することを要望。また、各種報告を求める際は、既に提出している報告事項や公表資料を活用するなど過度な負担や報告の重複が生じないよう配慮いただきたい。</p> <p>法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM 等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を要望。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNO や「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G や LPWA を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM 等のプラットフォーマーが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、メタバースの進展等による端末とサービスが連動した高度化・多様化、様々なプレイヤーのローカル 5G への参入、5G の特性（高速大容量、超低遅延、多数同時接続）を最大限活かしたサービスの創出、さらには、GAFAM 等による世界規模でのクラウド基盤の拡大等に伴い、今後さらに加速していくものと考えます。</p> <p>そのため、政府においては、国内の電気通信市場の事業者間競争ばかりに着目するのではなく、GAFAM 等の海外事業者が提供するサービスの利用動向等も含めて情報通信市場とその</p>	<p>○ いただいた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</p>	<p>無</p>

関連市場を広く検証した上で、我が国の産業力・競争力強化に向けて、新たな技術やサービスの創出等に対する通信事業者等の取組みを後押しいただきたいと思います。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール（NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと思います。

## 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に指定されており、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握にあたっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。

今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考えです。

ただし、モニタリングする情報の範囲については、基本方針（案）にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施いただきたいと思います。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求めるときには、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないように配慮いただきたいと思います。

## 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外の SIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーム等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせソリューションや SaaS として提供しており、競争の軸はネットワークサービス以外のレイヤに移行しています。

この点、電気通信事業分野における市場検証（令和 4 年度）年次レポート（案）において、競争事業者の範囲が、通信事業者、SIer、PaaS/IaaS 事業者、データセンター事業者であること、レイヤを跨いだ競争が行われていることについて調査・検証いただいたことは、法人

市場の実態をより詳細に把握する上で重要なものと考えます。

今後、法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM 等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を行っていただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

## 1. 基本的な考え方

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しています。ブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及、無料通話アプリの台頭等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、アプリケーションや端末等に移行しています。また、異業種を含む様々なプレイヤーが、MVNO や「光コラボレーションモデル」、ローカル 5G や LPWA を通じて、情報通信市場に相次いで新規参入してきています。加えて、GAFAM 等のプラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワークレイヤーの垣根を越えた通信ビジネスが展開されつつあります。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えきれない動きは、メタバースの進展等による端末とサービスが連動した高度化・多様化、様々なプレイヤーのローカル 5G への参入、5G の特性（高速大容量、超低遅延、多数同時接続）を最大限活かしたサービスの創出、さらには、GAFAM 等による世界規模でのクラウド基盤の拡大等に伴い、今後さらに加速していくものと考えます。

そのため、政府においては、国内の電気通信市場での事業者間競争ばかりに着目するのではなく、GAFAM 等の海外事業者が提供するサービスの利用動向等も含めて情報通信市場とその関連市場を広く検証した上で、我が国の産業力・競争力強化に向けて、新たな技術やサービスの創出等に対する通信事業者等の取組みを後押ししていきたいと考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC 方式による固定電話の接続料算定等）や移動系通信市場における市場支配力に着目した規制・ルール（NTT ドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

## 2. 検証強化項目への対応について

NTT ドコモが NTT 東西の特定関係事業者に指定されており、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズとの連携においては、これまで以上に公正競争に配慮するとともに、



公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書において検証強化が必要とされた事項については、適切な検証を行うために必要な情報を、積極的に提供していく考えです。ただし、研究開発競争の状況の把握に当たっては、既にグローバル規模での研究開発競争が展開されている状況や経済安全保障の観点等も踏まえた上で、分析・検証いただくことが必要であると考えます。

今回新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、可能な範囲において情報提供に協力していく考えです。

ただし、モニタリングする情報の範囲については、基本方針（案）にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施いただきたいと思います。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求めるときにおいては、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮いただくとともに、報告事項を規定する法令や各種要請等の改廃を検討していただきたいと思います。

### 3. 法人向けサービスの実態把握について

法人市場では、通信事業者だけでなく、国内外のSIer やベンダ、GAFAM 等のプラットフォーム等を含む様々なプレイヤーが、SI やクラウド、通信サービス等の多様なサービス・製品を組み合わせてソリューションや SaaS として提供しており、競争の主軸はネットワークサービス以外のレイヤに移行しています。

この点、電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（案）において、競争事業者の範囲が、通信事業者、SIer、PaaS/IaaS 事業者、データセンター事業者であること、レイヤを跨いだ競争が行われていることについて調査・検証いただいたことは、法人市場の実態をより詳細に把握する上で重要なものと考えます。

今後、法人ユーザの実態把握においては、更なる市場の拡大や新たなサービス等の創出に資するよう、ネットワークの回線種別、用途といった切り口で分析・検証を行うだけでなく、法人ユーザがどのような経営課題・ニーズを抱えており、その解決に向けてどのようなソリューションが求められているのかといった観点や、GAFAM 等が提供するクラウドサービス等についても、より掘り下げた分析・検証を行っていただきたいと思います。

【東日本電信電話株式会社】

【西日本電信電話株式会社】

意見0-2（※再掲）NTT ドコモによる NTT レゾナントの吸収合併について一定の判断が示されたことは評価するものの、検証に必要な期間が確保されなかったことに加え、組織再編による市場への影響を的確に評価するために必要な検証が十分ではなかったとの考え。

移動系通信、ISP 及び FTTH 事業といったコンシューマ事業の検証にあたっては、単に契約数の変動等を見るだけでなく、グループ全体の機能統合による効率性の向上、ネットワークインフラの統合による調達力・技術力の向上及び移動系通信における顧客基盤拡大に伴う NTT ドコモの

ブランド力の向上等が考えられることから、こうしたグループの総合的な事業能力も考慮すべき。

NTT コムの完全子会社化について、令和3年度の年次レポートに基づく市場検証の取組に基づき事後検証を行い、更に定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で評価すべき。

はじめに

令和4年8月公表の「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」（以下「令和3年度年次レポート」という。）では、NTTグループが実施する組織再編による公正競争上の問題に対応するため、「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」により、NTT組織再編に係る市場検証の具体的なスキームが定められました。

令和5年5月に、NTTドコモにより、NTTドコモの100%子会社であるNTTレゾナントの吸収合併（以下「本合併」という。）が公表されたことから、初めて当該スキームに基づく事前検証が行われました。

本合併に係る検証においては、移動系通信市場、ISP市場及びFTTH市場の各市場への影響、各事業者及び構成員からの意見を勘案したうえで、「現時点において、公正競争上、具体的な問題があるとは言えない」との判断が下されました。

一定の判断が示されたことは評価するものの、本検証においては、検証に必要な期間が確保されなかったことに加え、組織再編による市場への影響を的確に評価するために必要な検証が十分ではなかったと考えております。

本合併によってもたらされる、移動系通信市場、ISP市場及びFTTH市場の各市場への影響を検証するにあたっては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に定められた定量的観測の指標である契約数シェア等を基にした契約数の変動状況等の分析のみでは十分でなく、定量的指標では把握しきれない競争状況の詳細について、定性的な要因を分析することが必要と考えます。独占禁止法における「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に定められた定性的な指標を参考にしつつ、定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で、公正競争への影響を評価すべきと考えます。

例えば、NTTドコモは、本合併により、最終的にNTTコミュニケーションズが保有していた移動系通信、ISP及びFTTH事業といったコンシューマ事業を承継することとなりましたが、本合併を含むNTTドコモにおいて実施されている一連の組織再編については、NTTドコモグループを同一事業体（NTTドコモ）とみなし、NTTドコモグループ内の機能統合等を図るものであることから、2022年7月に実施されたグループ会社間の事業統合・ネットワークインフラ統合などの組織再編効果も考慮すべきと考えます。

したがって、前述の移動系通信、ISP及びFTTH事業といったコンシューマ事業の検証にあたっては、単に契約数の変動等を見るだけでなく、グループ全体の機能統合による効率性の向上、ネットワークインフラの統合による調達力・技術力の向上及び移動系通信における顧客基盤拡大に伴うNTTドコモのブランド力の向上等が考えられることから、こうしたグループの総合的な事業能力も考慮すべきと考えます。

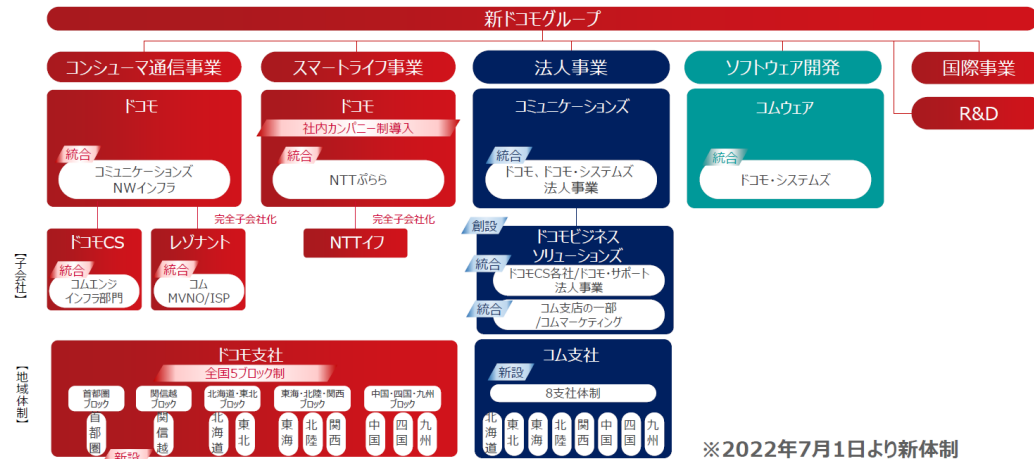
○ 今般のNTTドコモにおける組織再編に係る検証結果については、令和4年度年次レポート第2編第6章のとおりであり、それを踏まえ、競争状況等に関する指標の定量的観測のほか、年次計画3(2)②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行ってまいります。

無

# 新ドコモグループ中期戦略 (4/4)



機能統合と事業責任の明確化を図り、中期戦略の実行を加速



Copyright 2022 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

24

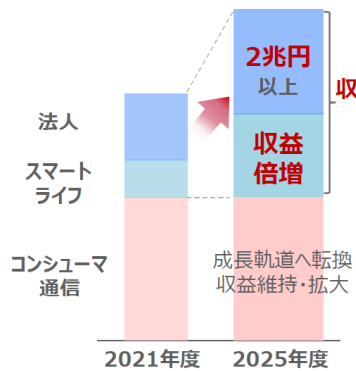
<https://group.ntt.jp/ir/library/material/2022/pdf/irpresentation2205.pdf>

## ドコモ 成長と事業ポートフォリオの変革



総合ICT企業に向け事業ポートフォリオを変革し、  
持続的成長を実現

【営業収益】



Copyright 2022 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

31

<https://group.ntt.jp/ir/library/material/2022/pdf/irpresentation2205.pdf>

前述のとおり、2022年7月のNTTドコモグループの組織再編においては、法人事業がNTT

<p>コミュニケーションズに統合され、NTT コミュニケーションズが法人向けに NTT ドコモのサービスも含め「ドコモビジネス」のブランドでサービスを提供しています。コンシューマ事業やネットワークインフラを NTT ドコモに統合する等、NTT ドコモグループ内で機能統合・ブランドの統一化が行われています。こうしたグループ内の一体化は、単に経営の効率性が向上するといった側面だけでなく、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係等を通じた NTT ドコモグループの総合的な事業能力が増大し、電気通信市場の競争状況に影響を及ぼすことも考えられます。</p> <p>NTT コミュニケーションズの完全子会社化にあたっては、法人市場への影響が想定されるにもかかわらず、公正競争への影響判断が行われていないことから、令和3年度年次レポートに基づく市場検証の取組に基づき事後検証を行い、更に前述のとおり定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で評価すべきと考えます。</p> <p>その際、市場シェアの算定等にあたっては、組織再編効果を正確に反映させることも必要です。例えば、NTT コミュニケーションズは、自社の事業を「ドコモビジネス」ブランドで行い、NTT ドコモから業務委託（代理）を受け NTT ドコモの代理人として、NTT ドコモのモバイルサービスの販売や「ビジネス d アカウント」「ドコモビジネスメンバーズ」の提供等も行っており、全体として親会社である NTT ドコモの統一的指揮下におかれています。2021年度に決算セグメントの見直しが行われ、新たに NTT ドコモグループが総合 ICT 事業セグメントに位置付けられましたが、決算資料でも NTT ドコモグループを同一事業体（=NTT ドコモ）と捉えています。したがって、当該組織再編に係る事後検証にあたっては、NTT コミュニケーションズと NTT ドコモを同一事業体（=NTT ドコモ）として市場シェアを算定することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

## 1. 電気通信事業分野における市場動向の分析

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-1 携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスそれぞれの料金や割引額の表示・説明等が分かりやすく行われているか検証がなされることを要望。</p>		
<p>「固定系ブロードバンド市場においては、令和4年度検証に引き続き、FTTH 市場における MNO 等による携帯電話サービスとのセット割引等による固定系通信市場と移動系通信市場との間の影響を把握・分析する（中略）必要がある」（P2）とする本年次計画（案）の方向性に賛同いたします。</p> <p>特に、セット割引やキャッシュバックに関しては、携帯電話サービスと組み合わせる固定系ブロードバンドサービスの料金等について表示や説明がなされず、割引やキャッシュバック後の金額のみを強調する表示や説明等が行われることにより、利用者が当該サービスの合計金額を正確には理解しにくい構造があると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」では、契約の基本説明事項として、通信料金だけでなく、割引額等の内容や契約している期間のうち一部の期間に限り料金その他の経費の額が割り引かれる場合には、適用される期間その</li> </ul>	<p>無</p>

<p>したがって、こうした観点からも、携帯電話サービスと固定系ブロードバンドサービスそれぞれの料金や割引額の表示・説明等が分かりやすく行われているか検証がなされることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>他の条件を説明しなければならないとしており、総務省においては、同ガイドラインに基づいた取組がなされているか引き続き注視してまいります。</p>	
<p><b>意見 1-2 MN03社のサブブランド分を含めての複雑で分かりにくい料金プランや他社ブランドの検討を排除しかねないこうした環境が、利用者の囲い込みにつながり、公正な競争環境の阻害要因となっていないか検証がなされることを要望。利用者の利便性向上に向けスイッチングの円滑化を一層促進する観点から、利用者の実態について調査・検証が行われるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じスイッチングの円滑化に向けた追加の施策が導入されることを要望。</b></p>		
<p>「MNO 廉価プラン等の状況や令和5年5月から開始のMNP ワンストップサービスに伴う移動系通信市場における利用者への影響について、他社サービスへの乗り換えやMNP 利用状況などの利用者の状況を確認する」とする本年次計画（案）の方向性に賛同いたします。</p> <p>同一事業者または同一グループの中に通信料金が異なるメインブランドとサブブランドが併存することが、メインブランドからの移行を検討している利用者を実質的な引き止め策として廉価プランを掲げるサブブランドを提案されやすい環境を生じさせ、同一事業者または同一グループ内の移行に留まるといった利用者の囲い込みにつながっている可能性があります。</p> <p>については、MN03社のサブブランド分を含めての複雑で分かりにくい料金プランや他社ブランドの検討を排除しかねないこうした環境が、利用者の囲い込みにつながり、公正な競争環境の阻害要因となっていないか検証がなされることを要望いたします。</p> <p>MNP ワンストップサービスについては、運用における課題とその対応優先度を把握するため、以下の項目を検証対象としていただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MNP ワンストップサービスのプロセスにおける次のケースの発生状況（頻度等） <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者が移転元事業者におけるアカウント情報（ID、PW など）を失念しているケース</li> <li>②受付時間外の夜間において中断を強いられるケース</li> <li>③店頭がMNP ワンストップ手続きに対応しておらず不便に感じたケース 等</li> </ul> </li> <li>・上記のケースにおいて事業者から示された対処方法のわかりやすさ</li> <li>・上記のケースの根本的な解決の必要性等</li> </ul> <p>上記に加え、利用者の利便性向上に向けスイッチングの円滑化を一層促進する観点から、契約時における本人確認手続きやその他の煩雑な手続きがスイッチングの阻害要因となっていないか、利用者の実態について調査・検証が行われるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じスイッチングの円滑化に向けた追加の施策が導入されることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見 1-3 ポイントサービスや決済サービスは、電気通信役務契約の選択にはさほど影響を与えていません。この結果は去年と同様であり、市場動向の調査における本項目の優先度が高いとは必ずしも考え難いことから、調査要否を含め検討すべきとの考え。</b></p>		

<p>ポイントサービスや決済サービス等は利用者が状況に応じて複数のサービスを使い分けることが一般的であり、その利用は通信役務契約によって制限されるものではありません。また、本レポート案において、60p「携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービスが仮に利用できなくなった場合、携帯電話サービスの利用を継続するか否かについて確認したところ、利用を継続しないとの回答は17.2%にとどまった。」、また60p「携帯電話端末を用いた決済サービスが仮に利用できなくなった場合、携帯電話サービスの利用を継続するか否かについて確認したところ、利用を継続しないとの回答は17.8%にとどまった。」と記載されているとおり、ポイントサービスや決済サービスは、電気通信役務契約の選択にはさほど影響を与えていません。この結果は去年と同様であり、市場動向の調査における本項目の優先度が高いとは必ずしも考え難いことから、調査要否を含め検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 1-4 ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか等、公正競争を阻害する可能性がないかを確認することに賛同。</b></p>		
<p>ポイントサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか、また一部のMNOにおいてポイントサービスの大幅な還元等が実施されている中、その原資負担の所在の確認等、公正競争を阻害する可能性がないかを確認することは電気通信市場の健全な発展に重要であるため、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 1-5 MNO廉価プラン等の状況や事業者間の乗り換えなどの利用者の状況を定量的に把握・分析することに賛同。</b></p>		
<p>MNOの廉価プラン等の料金水準は多くのMVNOが提供する料金水準と近接することから、MNO廉価プラン等の状況や事業者間の乗り換えなどの利用者の状況を定量的に把握・分析することは、移動系通信市場の公正な競争環境の確保において重要だと考えますので、本年次計画案の考え方に賛同いたします。</p> <p>なお、モバイルスタックテストの検証対象に係る要件の一つとして「競争事業者等から具体的な課題（MNOへの利用者移行が定量的に明らかな場合など）に基づいて要望が寄せられたもの」である旨が示されているところ、MVNOが当該検証を要望する際に本アンケート調査を参考または活用することで諸元となるデータの信頼性や妥当性の向上等が期待できることから、アンケート項目の検討時には、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 1-6 法人等利用者へのアンケート等において、回線数規模に応じた一回線当たりの提供料金の水準、事業者の選定理由等を把握し、MNOとMVNO間の競争状況を確認することを要望。</b></p>		
<p>法人向けのIoTサービスにおいては、回線数規模等に応じた相対契約で提供される場合もあり、特に大型案件については競争が激しくなることからMNO自身が接続料を下回るような料金水準にてサービス提案を行う場合が存在する可能性があると考えております。仮にそのような状況となった場合、MVNOでは実現困難な料金水準であることから、価格面で競争力を</p>	<p>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>有することができず、IoT 市場における MVNO の淘汰や MNO グループの協調的寡占につながり、その結果として、料金の高止まりやサービスの横並びなど利用者利便を大きく損ねることが懸念されます。</p> <p>この点、MNO と MVNO 間でのイコルフットィングの確保が求められるところ、事業者にて法人間の相対契約の実態を把握することは困難であるため、総務省殿においては、法人等利用者へのアンケート等において、以下のような項目を把握いただき、MNO と MVNO 間の競争状況を確認いただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 回線数規模に応じた一回線当たりの提供料金の水準</li> <li>－ 事業者の選定理由 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社オペテージ】</p>		
<p>意見 1-47 引き続き、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和 5 年度）（案）」で予定されている「法人等利用者へのアンケート」を行うことに賛同。</p> <p>また、法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内 SIer 事業者等も含まれ、レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性があることから、NTT ドコモや NTT コムといった個社単位ではなく、NTT グループといった企業グループ単位での競争状況の把握が必要との考え。</p>		
<p>法人向けサービス市場は、「ソリューション市場」での競争力が「ネットワーク市場」の回線契約に影響する市場であると認識しています。</p> <p>そのため、法人向けサービスの実態把握にあたっては、「ネットワーク市場」の回線契約数についての定量的な検証を行うことに加えて、「電気通信事業分野における市場検証（令和 4 年度）年次レポート（案）」（以下「年次レポート（案）」という。）にあるとおり、国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）と国内 SIer でのレイヤーをまたいだ競争が行われていること等、「ソリューション市場」と「ネットワーク市場」間の相互関係等を分析・検証することが重要であると考えます。</p> <p>また、法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者※1 である NTT 東西、NTT ドコモグループの NTT コミュニケーションズ、NTT データグループの NTT データ等で構成される NTT グループの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴う NTT グループの連携状況の変化等について検証することが必要です。</p> <p>検証については、引き続き、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和 5 年度）（案）」（以下「年次計画（案）」という。）で予定されている「法人等利用者へのアンケート※2」を行うことに賛同いたします。</p> <p>また、法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内 SIer 事業者等も含まれ、レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性があることから、NTT ドコモや NTT コミュニケーションズといった個社単位ではなく、NTT グループといった企業グループ単位での競争状況の把握が必要と考えます。</p> <p>したがって、この競争状況の把握のために、例えば、「法人等利用者へのアンケート※2」や「事業者アンケート」等を活用し、以下の項目を把握・検証することが考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ なお、法人営業に関する NTT 東西及び NTT ドコモ・NTT コムの間での共同提案活動や、NTT ドコモ及び NTT コムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から、事業者アンケートにおいて確認する予定です。</li> </ul>	<p>無</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人向けサービスにおける相談相手や窓口</li> <li>✓ NTT グループの連携による営業提案の増加有無や営業提案の際の NTT グループのフォーメーション</li> <li>✓ NTT グループ連携が法人向けサービス提供事業者の選択に及ぼす影響</li> </ul> <p>※1 年次レポート(案)の「WAN サービス市場の事業者別シェア」において、NTT 東日本(第3位)、NTT 西日本(第2位)、NTT コミュニケーションズ(第1位)。また、「日経コンピュータ(2023.05.25)」によれば、「NTT データは2023年3月期の売り上げ実績で既に NEC を抜き国内 IT 企業で2位になった。」</p> <p>※2 年次計画(案) 2 電気通信事業分野における市場動向の分析 (4) 法人等利用者へのアンケートにおける主な質問項目 P3</p> <p>令和5年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」のために実施する法人等利用者へのアンケートの質問項目として、特に以下の観点からの項目を設けることとする。具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとし、年次レポートにおいて、法人等利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

## 2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1 (※再掲) NTT ドコモによる NTT レゾナント吸収合併後の「禁止行為規制の遵守徹底」及び「NTT ドコモ新プランの接続料等と利用者料金の関係の妥当性確認」、「エコノミーMVNO に対する公平性確保」について、本検証会議にて引き続き確認および検証を行う考え方に賛同。現行の NTT ドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクに対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を適用すべき。</p>		
<p>電気通信市場検証会議(第37回)における当協会 MVNO 委員会からの意見等を踏まえ、NTT ドコモによる NTT レゾナント吸収合併後の「禁止行為規制の遵守徹底」及び「NTT ドコモ新プランの接続料等と利用者料金の関係の妥当性確認」、「エコノミーMVNO に対する公平性確保」について、本検証会議にて引き続き確認および検証を行うとの考えをお示しいただいたことに感謝申し上げますとともに、その考え方に賛同いたします。</p> <p>なお、MVNO の MNO グループ化が進展しているなか、二種指定事業者におけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たらないかといった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保するという点からも非常に重要であると考えます。この点、2020年以降、MNO が別会社であったサブブランドやグループ内 MVNO を吸収する動きが見られ、また MNO 本体が MVNO と競合する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 電気通信事業法第30条第1項の規定による禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」(令和5年4月20日)を踏まえて、指定の</li> </ul>	<p>無</p>



<p>廉価プランを投入するなど、市場競争はさらに熾烈になっている状況を踏まえると、MNO やグループ内 MVNO と独立系 MVNO との同等性（イコールフットイング）の確保はこれまで以上に重要となっております。</p> <p>引き続き MNO が MVNO に対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MNO グループ以外の MVNO が公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行の NTT ドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの 3 社に対しても、電気通信事業法第 30 条に基づく禁止行為規制を適用すべきであると考えております。</p> <p>この禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、本検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期に実現することを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>必要性の検討を要すると承知しております。</p>	
<p><b>意見 2-2 電気通信市場における公正な競争環境確保の観点から、今後NTTグループ内で合併等の連携強化が行われる場合には、市場検証会議における事前の十分な議論等、透明性・実効性のある検証がなされるようにするとともに、同会議等において引き続きNTTグループの動向を注視いただくことを要望。</b></p>		
<p>「NTT ドコモによる NTT レゾナントの吸収合併（略）後の禁止行為規制を遵守するための取組」（P6）として「NTT ドコモによる不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人と独立系 MVNO との同等性の確保」（同）及び「NTT ドコモにおける接続業務に関する情報の目的外利用の禁止」（同）を検証対象とする本年次計画（案）の方向性に賛同いたします。</p> <p>上記の吸収合併は本年 5 月 25 日の NTT ドコモ殿による報道発表から約 1 か月後の 7 月 1 日に行われていることから、電気通信市場検証会議における十分な議論を経ずして実施された懸念があると考えております。</p> <p>電気通信市場における公正な競争環境確保の観点から、今後 NTT グループ内で合併等の連携強化が行われる場合には、同会議における事前の十分な議論等、透明性・実効性のある検証がなされるようにするとともに、同会議等において引き続き NTT グループの動向を注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 今般のNTTドコモにおける組織再編に係る検証結果については、令和 4 年度年次レポート第 2 編第 6 章のとおりであり、それを踏まえ、年次計画 3（2）②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行っていきます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 2-3 （※再掲）電気通信市場の発展のため自由かつ柔軟な連携を促進すべく、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を過度に委縮させることのないよう、事前規制は必要最低限としていくべきであるとの考え。従来からの規制が現在の市場環境に適していない場合には、早期に適切な形へ見直すことを要望。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気通信市場の発展のため自由かつ柔軟な連携を促進すべく、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を過度に委縮させることのないよう、事前規制は必要最低限としていくべきであると考えます。</li> <li>• また、情報通信市場は多様な決済サービスの普及や OTT サービスの台頭等により多面的・多層的な市場構造に変容しており、業界・分野の垣根を超えた競争も一層激化しているところです。このような背景を踏まえれば、MNO の中で当社のみ競争優位性が認められる状況ではなくっており、当社だけに事前規制を課すことは適当ではないと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係事業者からの情報収集に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ また、検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。</li> <li>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、</li> </ul>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>そのため、電気通信市場検証会議においては、このような市場環境の変化を適切にとらえた上で引き続き分析・検証を実施し、市場評価結果等を踏まえ、従来からの規制が現在の市場環境に適していない場合には、早期に適切な形へ見直すことを検討いただきたいと思いますと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</p>	
<p><b>意見 2-4 (※再掲) 新たな取り組みとして示されたモニタリングにおいて、必要な情報について可能な限り提供していく考え。報告済みの案件については重複した確認とならないよう要望。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、新たな取り組みとして示されたモニタリングにおいて、必要な情報について可能な限り提供していく考えです。</li> <li>ただし、経営のみならず、安全保障等の観点からも提供が困難となる情報も存在することから、「経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握」及び「法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」のために事業者へ求める具体的なモニタリング項目や手法、またそれら項目を設定した理由等については、事前に事業者と意識合わせの上、実施いただきたいと思いますと考えます。</li> <li>また、総務省への報告事項は、「電気通信事業報告規則」等に基づく報告を含め、年々増加しております。各事業者は当該報告に向けたデータ抽出等のシステム対応に係るコストや極めて多くの稼働を要していることから、報告済みの案件については重複した確認とならないよう対応いただきたいと思いますと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モニタリングに関する御意見については、賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ また、検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。</li> <li>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見 2-5 (※再掲) NTTレゾナント合併に伴う検証に必要な情報について、可能な限り提供していく。</b>  <b>NTTドコモがユーザに提供するサービス・料金プランと同等の価格で、MVNOが競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準となっていることの確認においては、既存の「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に則り、必要に応じて対応していく考え。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、令和4年度年次レポート（案）及び令和5年度年次計画（案）に記載のNTTレゾナント合併に伴う検証に必要な情報について、可能な限り提供していく考えです。</li> <li>また、当社がユーザに提供するサービス・料金プランと同等の価格で、MVNOが競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準となっていることの確認においては、既存の「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に則り、必要に応じて対応していく考えです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 年次計画3（2）②aからcについて、必要に応じ、関係する研究会での議論とも連携して検証を行います。検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見 2-6 総務省にて特段ルールが定められていない事柄も含めて状況を確認し各事業者へフィードバックを行うことは事業者への過剰な制約となる可能性があるため、当該モニタリングの実施に関して以下の点を要望。</b></p>		
<p>本年次計画案では「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」として、「平時からの総務省によるヒアリング等を通じた主要な電気通信事業者に対するモニタリングを実施する。」と記載されていますが、総務省殿にて特段ルールが定められていない事柄も含めて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モニタリングの実施にあたっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に</li> </ul>	<p>無</p>

<p>状況を確認し各事業者へフィードバックを行うことは事業者への過剰な制約となる可能性があるため、当該モニタリングの実施については以下について対応いただくことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各法令の遵守状況以外の項目をモニタリングする項目として定める場合は、その必要性について事前に十分な説明を行っていただくこと</li> <li>事業者へのフィードバックの際に、法令に基づかない自主規制や業界での取り組みについて事業者に対し強要・強制しないこと</li> <li>ヒアリングが事業者にとっての過度な負担とならないよう、進め方について十分配慮していただくこと</li> </ul> <p>例えば、既に総務省殿へ提出している情報については事前に情報の保有部署と利用部署間で共有・整理をしていただくこと、複数の部署に関連するヒアリングについては合同で行うことで一度で済ませられるよう調整いただくこと等</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。</p>	
<p><b>意見 2-7 市場検証会議で「NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認（基本方針案別表10）」も行うことを年次計画案にも明確化すべく、 修文を要望。</b></p>		
<p>本検証会議では「NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認（本基本方針案 別表 10）」も行うことを本年次計画案にも明確化すべく、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><b>【修文案】</b></p> <p>(2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握に当たっての観点</p> <p>① 経営・財務状況及び業務運営・組織態勢（リスクマネジメント、ガバナンス態勢含む）の把握</p> <p>令和5年度においては、基本方針別表6の項目について、各事業者の公表資料やヒアリング等を通じて、把握を行う。また、NTTグループに関しては、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を行う。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 令和5年度市場検証においては、新基本方針4(2)②に従い、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認を行うため、原案のとおりとします。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 2-8 NTTドコモ自身がユーザに提供するサービス・料金プランと同等の価格で、MVNOが競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準となっていることを確認することに賛同。</b></p>		
<p>NTTドコモが提供を開始した新プランを含め、MNOの廉価プラン等については、MNOとMVNO間のイコールフットィングの観点から、利用者料金とMVNOのサービス原価の大宗を占めるデータ接続料等との関係に妥当性があることが求められるため、NTTドコモによる自社の新プランの提供に当たり、NTTドコモ自身がユーザに提供するサービス・料金プランと同等の価格で、MVNOが競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準となっていることを確認すると示された本年次計画案の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

### 3. その他

意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>意見 3-1 用語の記載について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ「必要に応じて実施」と「適宜実施」は同じ意味ではないのか？</li> <li>・ 2 ページ「携帯電話の通話といった従来の通信サービス」「通話」か「通信」のどちらなのか？通信回線を使った通話サービスの意味か？</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人 2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御意見の趣旨を踏まえ、年次計画 1 の表内に、以下の修正を行います。  「<u>適宜</u>必要に応じて実施」</li> <li>○ 年次計画 2 (1) ②については、ご理解のとおりです。</li> </ul>	有
<b>意見 3-2 プラチナバンドの配分の移行期間を具体的に設けて、競争の活性化をするべき。</b>		
<p>楽天モバイルにプラチナバンドを配分してないことで、楽天モバイルが低価格のサービスを行なっても、競争が活発化していない。 プラチナバンドの配分をしないという行政の不作为によって競争が阻害されるというのはいかなるものか？ プラチナバンドの配分の移行期間を具体的に設けて、競争の活性化をするべき</p> <p style="text-align: right;">【個人 4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電波の割当てに関しては、市場検証会議における市場検証の対象項目とはしておりません。</li> <li>○ 新基本方針 3 に従い、移動系通信市場に係る競争状況等の分析を行っていきます。</li> </ul>	無
<b>意見 3-3 電気通信事業者が提供するサービスは非常に多岐にわたるため、それぞれのサービスの背後にある事業者の種類や、国内業者か海外業者かの区分も重要な調査内容となるとの考え。</b>		
<p>電気通信事業者が提供するサービスは非常に多岐にわたります。市場や地域によって、提供されているサービスの種類や内容が異なることもあるため、それぞれのサービスの背後にある事業者の種類や、国内業者か海外業者かの区分も重要な調査内容となります。</p> <p>以下は、電気通信事業者が提供する代表的なサービスのリストです。</p> <p>携帯電話 携帯ショートメール 携帯インターネット 携帯動画配信 IP 電話 固定電話 クラウド PBX VoIP (Voice over IP) ビデオ会議 高速ブロードバンド接続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</li> </ul>	無

衛星通信 光ファイバー接続 モバイルWi-Fi IoT (Internet of Things) 接続サービス ケーブルテレビ VPN (Virtual Private Network) 遠隔監視システム 電子メールホスティング クラウドストレージ クラウドコンピューティング データセンターサービス ホームオートメーションサービス M2M (Machine to Machine) 通信 通信セキュリティソリューション データバックアップサービス コンテンツデリバリーネットワーク ラジオ放送 デジタルTV放送 インタラクティブテレビ モバイルペイメントサービス データ解析サービス ネットワーク管理・最適化サービス SMS ゲートウェイ 位置情報サービス モバイルアプリ開発・ホスティング ソーシャルメディア統合サービス インターネット広告サービス インターネットテレビ放送 コンテンツフィルタリングサービス ドメイン名登録サービス CDN (Content Delivery Network) サービス ディスクアスタリカバリーサービス コールセンターサービス 課金・決済システムサービス マルチメディアメッセージングサービス (MMS) ストリーミングメディアサービス ウェブホスティング		
--	--	--

<p>通信インフラのリース・レンタル デジタルサイネージサービス</p> <p>これらのサービスは、電気通信事業者が主導して提供するものの一部であり、それ以外の事業者や国内外の様々な業者によっても提供されていることがあります。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>		
---	--	--